

宜 議 第 3 7 0 号
令和2年12月23日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃原 朗

委員会審査結果について（報告）

第431回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 2 年 1 2 月 9 日	令 和 2 年 1 2 月 9 日	議案第69号
令 和 2 年 1 2 月 1 0 日	令 和 2 年 1 2 月 1 0 日	議案第82号、議案第79号、陳情第44号、議案第77号、議案第78号、陳情第40号、陳情第34号
令 和 2 年 1 2 月 1 1 日	令 和 2 年 1 2 月 1 1 日	議案第69号、陳情第35号、陳情第30号、議案第69号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第82号、陳情第30号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第40号、陳情第44号
会議日数 3日間		

2. 審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
議 案 第 6 9 号	令和2年度宜野湾市一般会計補正予算 (第7号)	令 和 2 年 1 2 月 8 日	令 和 2 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 7 7 号	宜野湾市職員の育児休業等に関する条例 及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例につ いて	令 和 2 年 1 2 月 8 日	令 和 2 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 7 8 号	宜野湾市職員定数条例の一部を改正する 条例について	令 和 2 年 1 2 月 8 日	令 和 2 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 7 9 号	地方税法等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について	令 和 2 年 1 2 月 8 日	令 和 2 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
議 案 第 8 2 号	宜野湾市火災予防条例の一部を改正する 条例について	令 和 2 年 1 2 月 8 日	令 和 2 年 1 2 月 1 1 日	原案可決
陳 情 第 3 0 号	東アジア沖縄国際交流大学サッカー大 会開催継続の支援について	令 和 元 年 1 2 月 6 日	—	継続審査
陳 情 第 3 4 号	首里城再建のため台湾産桧材の輸出許 可を求める陳情	令 和 2 年 6 月 1 5 日	—	継続審査
陳 情 第 3 5 号	普天間基地の騒音消失の要請	令 和 2 年 6 月 1 5 日	—	継続審査
陳 情 第 4 0 号	中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO) 等の国際組織への参加について	令 和 2 年 1 2 月 8 日	—	継続審査
陳 情 第 4 4 号	宜野湾市男女共同参画推進条例につい ての陳情	令 和 2 年 1 2 月 8 日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年12月9日（水） 1日目

午前10時03分 開会

午後 3時58分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（37名）

総務部次長	多和田 眞満
納税課長	佐久本 嘉一郎
市民防災室長	宮城 竜次
企画政策担当技幹	仲泊 嗣典
市民経済部次長	伊佐 真
観光農水課長	本永 貴也
市民課長	野村 斉
生活福祉課長	與那原 類
子育て支援課長	香月 直子
障がい福祉課長	津島 美智子
健康推進部次長	松本 勝利
認定給付係長	饒平 名文治
土木課長	與那嶺 諭
基地政策部次長	多和田 功
消防総務課長	伊佐 隆之
教育部次長	真喜志 若子
生涯学習課長	真鳥 かおり
指導課長	與那嶺 哲
はごろも学習センター 一 所 長	山口 久美子

IT推進課長	金城 広郁
税務課長	津波 古良幸
企画部次長	泉川 幹夫
財政課長	小橋 川陽介
産業政策課長	新垣 育子
環境対策課長	浜里 吉彦
福祉推進部次長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子
こども企画課長	普天間 朝彦
児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
健康増進課長	玉城 悟
用地課長	呉屋 武
土木管理係長	喜納 理
消防次長	又吉 清
警防課長	島袋 保
施設課長	仲村 等
指導部次長	川上 一徳
学校給食センター 所 長	佐久原 昇

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

第431回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年12月9日（水）第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。これより総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時03分）

【議題】

議案第69号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 議案第69号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。
お諮りいたします。議案第69号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。
では、当局より補足説明がありましたら、お願いをいたします。企画部次長。

○**企画部次長** 補説説明はございません。

○**桃原朗 委員長** 款ごとの審査になりますので、まずは歳出の2款総務費から審査を行ってまいります。
関連する歳入についても質疑していただいて結構でございます。
本件に対する質疑を許します。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。（午前10時08分）

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午前10時08分）

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。昨日の会議で資料をお願いしまして、大体分かっていると思うので、資料に基づいて質疑をさせていただきたいと思います。

コロナ禍ということで、何か決算委員会で限定されて、総務委員会ということなので、個人住民税について聞きたいと思いますが、資料番号の7に出ていますので、予算書では13ページ、1億7,700万円の増額、コロナ禍で、そういう税の納付が滞るのかなという基本的な発想かもしれませんが、こうやって増額した理由というのを含めてお尋ねいたします。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** おはようございます。個人住民税の現年度課税分の増額の理由ですけれども、資料に記載させていただいておりますけれども、令和2年度の個人住民税は、平成31年の1月1日から令和元年12月31日ま

での所得などを基に課税をいたします。なので、コロナの影響を受ける前の年の所得となっております。

増の分析は、困難ではございますけれども、人口の増及び景気の影響によるものと推測をしております。

なお、毎年7月1日に作成をしております課税状況調べによりますと、特に給与所得による課税が増加をしております。

参考資料としまして、資料の下の方に給与所得、営業所得、農業所得、その他の所得等、平成28年度から令和2年度までの推移の資料を掲載しておりますが、特に給与所得者、令和2年の34億3,166万6,000円、前年度に比べますと、1億6,400万円ほど増えております。下のほうの合計、トータルでは44億7,664万9,000円となっております、前年と比べますと2億2,600万円余り増加をしている状況となっております。それに基づき今回当初見立てた予算と比べて増加が見込まれたものですから、その分の補正となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今の説明では、平成31年1月1日から12月31日まで、今は令和2年12月、令和元年というのが、その平成31年とちょっとかぶったのでしたっけ。令和元年はどこに入っていますか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 令和元年度と表記をさせていただいておりますけれども、平成31年度と令和元年度、一緒ということで、表記は令和元年度でさせていただいております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。参考までにお尋ねしますけれども、もう令和2年の12月に入っておりますけれども、今年度分の、こういう税の個人住民税を含めた税の納付というのはどういう状況なのか、掌握できていればお尋ねします。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** 今年度の税の納付状況、徴収率単位でお答えいたします。本年度、コロナの影響がありまして、危惧したところではありますが、おおむね前年同様の徴収率で推移をしております。毎月徴収率というのを数字を出してまして、前年度との比較表を作って確認しているのですが、おおむね前年と同じ水準の徴収率で推移をしております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは給与天引き者以外でも、個人事業主の納付も含めた全体的なことを今おっしゃっていますか。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** トータルの数字、個人住民税と固定資産税が、金額的な部分ですけれども、その全ての税を含んだ徴収率の数字が、主に前年度同水準となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私の周りには、やはりコロナによって仕事の時間が縮小された、あるいは仕事自体を失ってしまったという声があって、そうすると、個人住民税のことは、その方は言っていませんでしたけれども、国保税が払えないので、どうにかできないのかというような相談はあったのですけれども、そういう声、相談というのはあったのでしょうか、個人住民税の方でも。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** 本年度、新しく徴収猶予特例制度というのがありまして、前年の課税に対して払えない方は猶予制度を申請する方も大勢いらっしゃると思います。その影響があっても、今年度前年同様の徴収率となっていることについて考えられるのは、給付金1人当たり10万円の財政出動があったことで、手持ちのお金があったのでそれでお支払いの可能性もあったのではないかと考えられます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。そうすると、今の答弁では、給付金10万円の補填があったので、納付につながって、滞納等が比較的想定したよりないということで理解してよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** あくまでも想定ではございますが、前年度と同じ水準となったことについて、それ以外にプラスの要因がありませんので。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 市民の声、苦しい市民も今たくさんいらっしゃると思いますので、どうにか納付に対して、これは政府から何らかの支援策というか、軽減策というか、あるいは後日に払うようなこともあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** コロナへの対応といたしまして、徴収猶予の特例制度というのが、今年度から全国でやっている制度がございます。納税の納期限が1年間、納税の支払猶予というのが、1年後まで延ばせるという制度でして、申請に基づいて猶予決定をしている状況がございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ありがとうございます。続いて、国調のことをお尋ねします。今回国勢調査、報道では調査員がなかなか訪問できないという現実が報道であったのですが、やはりこのデータを見ても、やはり調査員の対応が8.7%減になっているということですが、資料番号の8番。

それで、お尋ねしたいのは、令和2年度の今回の国調と、この前の平成27年度の国調の、これは横に足している、大体100%になるわけですね、ネット回答と郵送回答と調査員が対応した、これは30%と35.4%と34.6%を足すと100%になるのですけれども、これは本当に全ての市民から回収できたということで、理解してよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。国勢調査は、今は企画部なので、お答えさせていただきます。

桃原委員がおっしゃるように、このインターネット回答、郵送回答、調査員対応を足すと100%になります。前回平成27年の国勢調査と比べますと、8.7という形になりますけれども、宜野湾市は、今回国勢調査に関しては、調査員、完全ポスティングシステムということで、要するに聞き取りを直接しないという形で、その方法を取らせてもらいました。おっしゃるとおり、調査員の当然、まず呼びかけても、なかなか集まらなかったというところがあります。

それで、今回市としては、約400名を調査員で集めようということでやったのですけれども、実質集まったのは368名でした。なかなか呼びかけても、コロナが気になるということで、ただ完全ポスティングをうたってからは、多少少し伸びた、やってもいいという調査員がいて、368名という形になっています。

ただ、調査員の完全ポスティングとなりますので、どうしても指導員の仕事が、ちょっと増えてしまうということで、現在指導員はやっているのですけれども、まだ徴収、こっちにも書いていますけれども、ネット回答は締め切っていますので、もう確定しているのですが、郵送回答と調査員の対応のものについては、まだちょっと回収し切れていない部分もございますので、下のほうに書いていますけれども、郵送回答追加によって若干の変動がありますということで、まだ郵送回答を締め切っているわけではございませんので、その追加分で多少今度数字が変更することはあるということで、御了承いただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今のお答えで完全ポスティングシステムと。それだと通年より予算はかかるわけですね。この予算がかかった分も全て国負担ということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 完全ポスティングの場合は調査員の費用が、逆に減になるのです。これはお配りして回収できているかどうか確認をして、直接のやり取りがないものですから、減になるのですけれども、こういった予算についても国の予算で対応しています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。次、資料番号9番、これも総務でいいのですかね、市道の地図がA4で来ていますが、いいですか。

○桃原朗 委員長 はい。

○桃原功 委員 資料番号の9番で、予算書は24ページ、4筆、今回処分されたということで、これ自体も全て基金にそのまま繰り入れされていると思うのです。ちょっと地図が小さいので、この番号が書いてある、上からナンバースリー、ナンバーツー、ナンバーフォー、ナンバー5、6の1、6の2とあるので、右下に長田のほうがナンバーワンとして、1、2、3、4、5と5つあるのですけれども、答弁では4筆と答弁されていたのですけれども、場所と、この5か所の説明をお願いできませんか、大体どの辺かという。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 場所、地番なののですけれども、裏面に記載がされておりますので、これを御確認いただければと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、ちょっと見て、後でまた質疑します。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 31ページ、総務でいいのですよね。2款1項9目電子計算機の委託料の491万4,000円の補正減については、いかなる理由によるものなのか。そして、ちょっと複雑であれば資料としていただきたい。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 おはようございます。岸本委員の質疑にお答えいたします。491万4,000円の減の理由なのですが、今年度から新しいデータセンターのほうに、旧データセンターのほうからサーバーラックのほうを移動させる作業があるのですけれども、今回コロナの影響で作業が若干遅れておりまして、通常であれば支払っていた使用料が、コロナの影響で作業が遅れた部分もありますので、その辺で支払いが不要となった部分ですね、特に7月から8月までの使用料、差額部分になりますけれども、491万4,000円を確実に支

払う見込みが今はないものですから、その分を残した形になっております。古いサーバーから新しいサーバーへ移動する作業です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 理由については、分かるようにイメージを説明できる資料を頂けますか。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** 作成して提出します。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** では、2款1項10目の防災諸費の中で01、沖縄観光防災力強化支援事業の補正減ですけれども、備品購入について、これは執行残といいますか、契約での結果の執行残で補正減をしていくというような理由なのか。中身についても、どういう備品購入なのかという。以前に恐らく本予算なりもらっているかもしれませんが、再確認で頂けませんか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 補正予算書の31ページ、2款1項10目防災諸費の説明欄01、沖縄観光防災力強化支援事業でございますが、備品購入費1,800万円余、歳出予算減としておりますが、当初予算で59の避難所に2台ずつ設置していく計画の投光器を、当初は59器購入する予定ということで、当初予算にも組み込んでおりました。しかし、2年目の沖縄観光防災力強化支援事業の補助金になってまいりましたので、県内41市町村も、次々と限られた9億5,000万円という、県内の予算の中で、県内41市町村から次々と申請が上がってきたために宜野湾市で59器、投光器を買うというふうにやっていたものが、28器分にしてくれというような査定を受けたために、これまでほかの自治体が、もしかすると予算が余ったということで、宜野湾市に配分があるのかなということで、様子を伺っておりました。しかし、そういった状況もなかったものですから、59器分の予算を28器分の予算に歳出減をした今回の補正でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** その下の02というのは、専決処分の承認で、もう既に中間結審は終わっているのですけれども、そことの調達品名ということで、遺体収納袋とか、避難所間仕切りとか、簡易ベッドとか、5つほど備品がありましたけれども、こちらの執行残という認識でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 同ページの説明欄02、避難所感染症対策事業でございます。この事業は、避難所を今回の新型コロナウイルス感染症の予防の徹底をするための消耗品、そして備品、この2つを買う予算というふうになっておりますが、今回190万3,000円を補正減したのに関しては、消耗品の予算になっております。たとえば、マスク、消毒液、非接触型体温計、そういったものを59の避難所に改め用意する消耗品を購入するための予算でございました。

それで、この190万3,000円につきましては、入札執行残となっております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 結構です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 基金調書を頂きましたので、少しお尋ねしていきたいと思います。少し文字が細かくて、A

4の資料では見えないのでA3に拡大したのですけれども、今回取崩し、財調の2億8,400万円があります。今回補正第7号ということで、何かやはりずっと補正が、臨時議会を含めて続けられて、コロナの対応というのは、よく分かるのですけれども、当初の財調の残高額が21億3,900万円、今回見通しが22億9,700万円と増えているのですけれども、国が借金するわりには地方自治体の財調の減額、在り方にしては良好なのかなということで、感想はあるのですけれども、皆さんの取れ高はどういうふうに分されているのか、お答えできますか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** それでは、桃原委員の御質疑にお答えいたします。資料番号10番、令和2年度の基金残高調書、12月補正後についての御質疑でございますが、まず1点、資料の見方なののですけれども、この表の一番右側は令和元年度末の残高となります。そして、表の真ん中に左側、積立額、そして取崩し額がございますので、そのプラス・マイナスが表の左側、番号、それから基金の名称の次に令和2年度予算現在高がございますので、これは今回12月補正後の予算ベースでの現在高見込み21億3,900万円余りとなってございます。まず、こちらはよろしいでしょうか。

○**桃原功 委員** はい。

○**財政課長** それで、今回の取崩し額、補正第7号、2億8,400万円の繰戻し、いわゆる基金に戻す措置の要因でございますが、先ほど税務課長、納税課長のほうからも御答弁ありましたとおり、今回の補正第7号では、市税が大幅な増となっております。そしてまた、新型コロナ関連臨時交付金でございますが、今まで予備費、それから専決処分等の単独費で執行していた事業等にも今回財源組替で交付金の充当措置を行っております。

そしてまた、歳出面では、契約の執行残等多々出ておりまして、こちら歳出の補正減なども整備をしておりますので、その分、一般財源ですね、2億8,400万円、財政調整基金に繰戻すということができております。その結果、現在財政調整基金の残高は21億3,900万円余りまで戻ってきているという状況でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ありがとうございます。失礼しました。私の表の見方の誤りでした。

あと、積立額で公共施設等整備基金に補正7号で4,800万円の基金への積み立てということで、理解しますけれども、すみません。もう一度、この公共施設等整備基金積立ての、基金に積み立てるといったら、その予算書ではどこに出てきますか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑、公共施設等整備基金、予算書では、どちらに出てくるかという御質疑でございますが、まず積立ての原資になる歳入でございますけれども、補正予算書、歳入の24ページになります。17款2項1目不動産売払収入でございますが、先ほど桃原委員から御指摘ございました、里道等の売払収入4,876万9,000円、こちらがまず原資となっております。

そして、積立ての予算でございますが、歳出の29ページをお願いいたします。2款1項5目財産管理費の説明欄01、公共施設等整備基金積立事業、先ほどの土地売払収入4,876万9,000円、同額を積み立ててございます。以上となります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。ありがとうございます。参考までにお尋ねいたしますけれども、里道の売払いの資料にちょっと戻るのですけれども、今回里道の処分ができて、公共施設等整備基金に積立てが回せたということですが、現在の時点で、今回4筆の処分ですが、売れるだろうというような、そういう財産というのが、里道を含めてどのぐらい今保有されているのか、それも把握されていらっしゃるでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 里道に関しましては、建設部の土木課が行政財産として管理はされております。総務課としては統括で市の財産を見ておりますけれども、今手元に資料がないので、どの程度あるというのは、今示すことはできませんけれども、何筆あるというのは、後ほど確認して答弁したいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 国がどんどん借金をしてコロナ対策に回していますけれども、いわゆる借金なので、自治体の市政運営、市政経営は大変だと思うのですが、こうやって売れる里道があれば、基金等に回せる。

参考までにお尋ねしたいのですが、勤労青少年ホームの処分が、あそこの土地は、本会議で尋ねたら、土地も市のものだけでも、特に予定はないということでしたけれども、売れる対象ではあるのですよね、あそこ。処分できる対象ではあるのですよね。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 今その施設については、今回条例案も出ているように改修して、建物を処分した後に、この土地の利活用をどのように図っていくかというのは市民経済部とも協議を重ねているところでございまして、処分はできるものと見ております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。次、マイナンバーカード、資料ナンバー11番でお尋ねいたします。マイナンバーカード、令和2年度、令和元年度、平成30年度の交付状況を出していただいて、累計交付実績が17.67%、これは件数が1万7,614件ということは、そのまま10万人をめどに計算されていると思うのですが、今回国がマイナポイントを2020年9月に事業としてスタートさせて、9月以降増えたのかなというふうに思いますけれども、その前の8月に交付枚数が1,142件と増えているのですが、いろいろ担当課としては大変難儀されたと思うのですが、他市と比較して、この17.67%というのはどうなのかという点が1点と、今の民間委託してエレベーターのそばで職員の方が2人頑張っているのが、いつもあそこを通るときに見えるのですが、対応はちゃんとできているのかという点でお尋ねいたします。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 他市と比較した場合のパーセンテージなのですが、県の平均は大体一緒ぐらいと思っていただいてもいいかと思います。国の平均は、大体20%ぐらい。市、町、村も含めて全部の平均ですので、沖縄県全体では平均という形になります。

それと、1階の特設コーナーでマイナポイントの設定支援コーナーの対応のほうはどうだということですが、毎月報告していただいております。今月は何人に案内したとか、チラシを何枚渡したとかありますけれども、大体スマートフォンをお持ちの方は、操作方法が分かりますので、下で聞くことはないのです。

すけれども、スマートフォンを持っていない高齢者の方に設定支援、サポートをするのが主な業務内容なのかなと。特に対応が悪いとか、クレームがあるとかという話は一切聞いておりません。むしろ、丁寧にマイナポイントの事業も含めて、マイナンバーカードの話も含めて、丁寧に対応していただいていると理解しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** いいということは、やはり民間委託してよかったなということでしょうか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 委託してよかったどうかは、何とも言いにくいのですが、他市町村では委託ではなくて会計年度任用職員をお願いしてやっている自治体もあるのですが、COCOAさんをお願いしています。市民課の窓口も一部連携しながら対応していますので、その点は連動して対応しているのが、かなりよかったのかなと理解しています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 9月に国がマイナポイントを付与するよというような大々的な宣伝がありました。やはり取得する方というのは、今答弁されたようにスマホを持っている若い人たちが、そのマイナポイント付与のために増えたのか。高齢者が、もしそれを欲しいとなると、操作ができないと、下のパソコンで指導ができて、マイナポイントも付与、高齢者の分も付与されるのですか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 下のほうでマイナポイントの設定支援をやっている対象者が多いのは、スマートフォンをお持ちでない高齢者の方、スマートフォンを持っていない方が大体中心となっております。スマホを持っている方は、操作を結構自分でやれるみたいなのです。チラシを見て、若い方はぱっとする、です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これってここに来なくても自宅スマホで、そのマイナンバーカード、あるいはマイナポイントの付与申請ってできるのですか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 御自分でできる方は、役所のほうへ来なくても説明書とマイナンバーカードをお持ちの方は、それを見て自分でやれる方、若い方はほとんどそうなのかなと思います。ただ、スマートフォンをお持ちでないとか、パソコンにあまり詳しくない方は役所のほうに来ていただいて、下に専門のスタッフが設定を仕方を教えているところです。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** 30ページの2款1項6目の説明欄02、03、04、05、06、07のほとんど執行残だと思うのですが、その事業内容と、コロナ禍のためにそうなったのかなと思うのですが、その説明の資料をお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 知念委員、確認ですけれども、02からで。

○**知念秀明 委員** 02から07まで。

○**企画部次長** 02から07の事業概要の資料を提出いたします。先ほど知念委員がおっしゃったように、これ

は減にしているのは、全てコロナの影響で事業を実施できない分のものだというふうに理解いただきたいと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 市税の件で、ちょっとお聞きしたいのですけれども、14ページの軽自動車税、この環境性能割の減の説明と種別割の増の説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 平良眞一委員の御質疑にお答えいたします。まず、環境性能割の補正減の理由でございますが、環境性能割については、令和元年10月の消費税の増税を行ったことに伴い、それから1年間は本来の税額の1%は特別に減税するという措置がありました。これが本来であれば、今年度の9月末で切れる予定だったのですけれども、5月の臨時議会で専決の報告をさせていただきましたけれども、コロナ禍の影響で減額の措置が、まだ半年延長されたものによるものと、あと当初今回初めて導入され、今回当初予算を見積った際に一番最初の税だったものですから、それまでに詳細な資料がなかったものですから、ある程度の見込みで当初予算を計上しておりましたけれども、実際の課税台数の、見込んだ台数と乖離があったものですから、それに伴う補正の減となっております。

続きまして、種別割は、従来の軽自動車税に係るものですが、これにつきましては、当初の見込みより課税台数が増えたことと、2つ目に税額に影響が大きい四輪の調停額が当初見込みより上向いたことによる補正となっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 環境性能割は今、排気ガスの減につながるような車種に対応するわけですよね。今回この種別割の増になったということは中古車というのかな、これまでの排気ガス、新しい排気ガス対応ではなくて、今までの対応の車種が増えたということで理解していいのですか。要するに中古車が多くなったということですか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** まず、旧税率、金額にしますと7,200円の課税分が、台数が1,936台ほど減りまして、新税率1万800円の税率の台数が1,706台増えております。さらに、初年度登録から13年を経過した分ですね、これが、1万2,900円になりますけれども、この課税台数も368台ほど増えておりまして、トータルしますと、今回の補正増となっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 税率が上がったのは今年度からでしたか。去年からですか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 新税率が適用されたのは平成28年度からでございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 平成28年度から上がって、今回こんなに補正増になるというのは、当初だったら分かるのだけれども、平成28年度から新しい税の改正があつて、それから三、四年たった後に増が出るというのは少し引かかるのだけれども、台数が増えただけの問題ではないわけですよね。先ほど税額が多くなったという説明もあったものだから、これは3年、4年前から上がったわけでしょう、新年度には。それで、今年度900万

円の増があるものだから、途中で。その辺理解できないのだけれども、もう一度お願いいたします。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 トータルのには微増なのですけれども、税率が増えて、安い分の台数が減って、新税率が増えておりますので、結果的には、調定としては膨らむという状況です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちょっとまだ理解しがたいのだけれども、環境性能割と種別割に変更があって、それまでの宜野湾市としての収入と、この環境性能割、種別割に分かれた分の税収入、宜野湾市としては、どっちが多く税として入るのですか、以前のものと、この新しい制度の。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 すみません。ちょっと導入前の調停の資料がないものですから、後ほど資料のほうを提出させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この何年かありますね。課長として、前の制度のほうが収納としては多かったのですか、細かい金額でなくていいですから。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 軽自動車税の徴税については右肩上がりで推移してきております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、この制度になって宜野湾市としては収入が多くなったのか、それとも前のほうが多かったのか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 環境性能割は、導入前は、自動車取得税がありましたけれども、その自動車取得税とこの環境性能割が導入される前の軽自動車税、合わせた歳入と導入後、環境性能割が種別割になったものの比較ということでしょうか。

○平良眞一 委員 はい。

○税務課長 後ほど資料を提出させていただきます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 それから、30ページの2—1—6の03です。中国厦門理工学院留学生派遣事業助成金です。これが24万3,000円の減、これは新型コロナの影響ということがあったのですけれども、これは中止になったということで、理解していいのですか。要するに今年度は派遣しなかったということで理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今年度派遣してございません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 その分の費用ということで理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 内容について、再度確認させてください。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 留学する生徒かな、分からぬけれども、人選までやっていたのかどうかまで調べて、後で。もし分かるのであれば。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 人選を踏まえて、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、よろしくお願いします。

それと、あと1点、33ページ、2—3—1の04ですね、説明。宇地泊地区住居表示整備事業約1,200万円の減になっていますけれども、これは住居表示を今年度予定していたのだけれども、できなかったのか、やらなかったのか、御説明をお願いしますか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 平良眞一委員の御質疑にお答えいたします。宇地泊地区の住居表示は、令和3年度10月を予定しておりましたが、市街地整備課の事業自体が令和5年1月に換地等終了するということで、お話がありまして、こちらとしては同じ時期に事業を実施したほうが、市民のためには2度も3度も手続をしなくていいということもございまして、そういった理由から、本年度予定しておりました事業を今回補正減しているということでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 なぜ今年度やる予定が令和5年になったのですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 先ほどお話ししましたように市街地整備課で今やっている宇地泊第二地区土地区画整理事業がございまして、それと抱き合わせなければいけない事業ですので、宇地泊第二地区土地区画整理事業自体が延びたことに伴いまして、市民課としては住居表示を延期するというところでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 区画整理事業が延びたために住居表示も延びたということで、これは住居表示をするタイミングとしては、いつのタイミングなのですか。区画整理事業が完全に終わる年にやるのですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 そういうことではなく、宇地泊第二地区の、市街地整備課が行っている事業で、換地事業が終わった時点ということでございます。仮換地とか、換地とかやっていますので、換地が終わらないと住所が変わるおそれがあるのです。そうすると、住居表示をしても、また変動があるということもございまして、1回で終わらすということです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 登記ではなくて、換地の完了ということで理解していいですか。最終的には登記しますよね。そうではなくて、その前の確実な換地が終わった時点で住居表示という形で理解していいですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 すみません。ちょっと正確なことは言えないのですが、基本的には、換地が終わりましたら、法務局に対して登記しなければいけないのですが、その時点と住居のものが一緒になることで、市民にとっては1回で、例えば手続等役所にとっても済むということでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 登記しないと住居表示はできないのか、それとも登記しないで換地さえしっかり決定すれば住居表示をやるものなのか、そこをちょっと、その時期がよく分からなくて、しっかり換地が決まれば住居表示というのはできる。ではなくて、登記までやらないとできないのか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 住居表示の場合は、たしか換地の段階でも一応できることはできます。できるのですが、市民にとっては、例えば免許証の書換えであったり、別々にやると2回やらなければいけないという不利益がございます。ですので、こちらとしては、そういったものを全て1回にするということも含めて、一緒になってやっていくという事業です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 土地区画整理事業が令和5年まで延びたということで、令和5年に登記まで完了する、それに合わせて住居表示をするということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 そのように理解しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 本来ならば、換地先が決定すれば、できはするのだけれども、万が一移動とか、そういったのがあったら二重になるからということで、登記まで完了した時点で、一緒に住居表示をやるということで理解していいわけですね。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 はい。先ほどお話ししたように登記が終了した後にやるほうが、やはり市民にとっては一番いいということになります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 宜野湾市は、これまで区画整理をやっておりますけれども、登記と一緒に住居表示をやっているのですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 例えば今回みたいな宇地泊地区とか、そういった区画整理と抱き合わせてというのは、事業としてはあまりないのです。前回の愛知地区も実際あるところを変更している点はございますので、ただし基本的には一緒になります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 やはり一緒のほうが万が一移動があった場合に、また二重になるから一緒のほうがいいのかなというふうに思います。これと佐真下もあるものですから、それで確認をしたのです。以上です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。1点だけちょっと確認させてください。先ほどの基金残高調書、これは確認させてください。補正専決、4月、5月、7月に専決でやった地方創生臨時交付金を使った事業に充てたものを取り崩して基金に充てたものを地方創生臨時交付金が入ってきたから、それで繰り戻したという理解でよろしいのですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの平安座委員の御質疑にお答えします。これまで御質疑にあったとおり、補正第1号などでは単独費、いわゆる財政調整基金の取り崩しで経済支援策等、飲食店応援助成金事業等を行ってまいりましたが、今回の助成では、そういった事業、主に完了したものから単独で行っている事業に対して地方創生臨時交付金を充当することによって単独費を追い出すような形で財政調整基金に繰り戻す、こういった措置も行っております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 地方創生臨時交付金が幾ら繰り戻しされたかというのは分かる資料をもらえますか。例えば市の単独でやった事業に、この基金を切り崩して充当しました。そして地方創生臨時交付金が入ってきて、また繰り戻したというのが、ちょっとどれぐらいの金額が動いているのかというのをちょっと知りたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 今回の補正第7号に関する財源組替えのものでございますけれども、まず事業の実績に伴う、事業完了によるもの、それから先ほど申し上げた、今まで専決処分、予備費等による未充当分に対する充当、財源を充当する、この2つの要因で、今回地方創生臨時交付金を補正しておりますが、今御質疑があった、今まで単独費でやっていたものに対する充当、幾らかということで、まず口頭で御説明申し上げますが、主に市内飲食店応援助成金事業が主なものとして、約7,000万円余り、こちらのほう今まで充当しております。細かい資料等については提出していきたいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 11時を過ぎていますので、休憩に入りたいと思います。5分間休憩して3款に移りたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。（午前11時03分）

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午前11時10分）

○**桃原朗 委員長** 続きまして、3款民生費について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 3款ですね。

○**桃原朗 委員長** はい。

○**岸本一徳 委員** 39ページの3款1項8目の障害福祉費の05、会計年度任用職員報酬の79万4,000円の補正減なのですが、この補正の理由ですね、御説明いただけませんか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 相談支援事業の補正減の理由なのですが、会計年度任用職員、今相談員が4名配置されておりますけれども、そのうちの1人が4月から7月まで欠員が生じたための補正の減でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 当初の4名の相談員の予算計上というのは、特に本年度、4名増員しなければならなかった理由というのは、どういうことですか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 本年度4名に増員したわけではなくて、今まで4名で、地区担当ということで4人で。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 9月議会で相談支援事業の、いわゆるほかの課の部分では、また違うのですけれども、相談支援事業という観点からいいますと、委託をしていたところが、プロポーザルで公募したけれども、どこも手が挙がらなくて、結局は直営になるというふうなことで、その予算も計上されていたけれども、そこは執行されなかったというふうなことになるわけですから、この9月の時点では、まだ委託事業そのものが、相談支援事業そのものが、一部ではありますけれども、そこが委託できなくて直営になったということで、その辺については相談を受ける体制とか、直営でしなければならないというのは、やはり増員をしなければならないのではないかなというふうな私はあるのですけれども、そこについては、コロナで、その相談が減ったから、窓口の強化とか、そういったのはやらなくてもよかったのかどうなのかという、9月、10月ぐらいまでの間の相談支援事業の体制、ここについては今言う、1人相談員が配置できなかったということでは、なおさらそういう相談支援事業が停滞することになったのではないかなというふうに思うのですけれども、これについては、いかがなのでしょう。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 相談業務につきましては、会計年度任用職員は4名配置ということであるのですけれども、今年度直営になったということで、4月から認定調査員としてはめていた正職員が3名、今4名の枠ですけれども、1人欠員があったものですから、職員を3名、課内で配置替えというか、係の中で業務の配置替えをして、職員3名を充てて、計6名で相談業務を担っております。8月からは任用できたので、うちの職員1名は調査員に戻したという、6名体制で一応行っております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 関連して、11月1日からは、これまでイルカさんに委託していた事業が元に戻って受けていただいて、この事業そのもの、相談支援事業が前年度の体制に戻ったというふうに聞いているのですけれども、そこと今回のプロポーザルで、いわゆる委託をしていくときにお願いした内容が、資料というのかね、公募する場合の中身なのですから、その条件とかというものが、元に戻したような形で、恐らく契約が、またなされたのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺については、相談支援事業とはどのようなになっているのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 9月議会のほうで市民の声を議員からいただきまして、利用者のほうが困っているということで早急に調整して、時間がなかったものですから、公募という形はとれなかったのですが、従来の事業所と調整がついたものですから、11月1日からの契約ということになりました。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** その上の38ページなのですから、04です。介護給付費等事業ということで、障害者がサービスを受ける事業内容だと思っているのですけれども、私ちょっと今回当初予算どれだけで今回補正がどれだけという比較をちょっと今持ち合わせていないものですから、端的にお聞きしますけれども、04の中の短期入所費ということで、これは400万円ほど補正減になっているのですけれども、見込み違いなのか。

それから、就労移行支援費というのも513万円ほど減になっております。こちらもういかなる理由によるものなのかということです。

それから、議案説明でもあったと思うのですが、次のページの下から3番目の放課後等デイサービス費の1億3,183万円の補正増、それについて額が大きいものですから、見込み違いというの、コロナ禍の影響で増えているのか。それとも短期の入所、普通の高齢者の介護のほうではショートステイというのですが、これは家族が、様々お祝いとか、県外に出なくてはならない理由があるとかということで、そのお子さんや、そういう障害を持たれた家族を預けていくという、そういうレスパイトというか、そういう意味合いもあるものだと思うのですが、ここが減っているというのが、コロナによる影響が端的に現れているのかどうなのかということを含めて、すみません。この04の御説明と、また後で資料請求もしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 昨日ですか、桃原功議員から資料要求がありました介護給付費の増額によりということで、これは資料……

(「12番」という者あり)

○障がい福祉課長 給付費の短期入所の件なのですが、岸本委員がおっしゃるようにショートステイで家族の事情等により障害者の受入れという形になるのですが、このたび短期入所施設が受け入れないということで、閉鎖してしまったものですから、見込み違いということではなくて、コロナ感染拡大防止ということで、事業所の短期入所がストップしてしまったので、上半期の4月から9月分の実績と見込みの差額を今回補正減となっております。10月以降は変わらずに当初の見込みのままとなっております。就労移行支援事業についても、コロナの影響で事業所が受け入れをしないということがありましたので、その分の減額、放課後等デイサービス、こちらのほうは逆に増額になっているのですが、これは学校が休校になって、その場合、本来なら学校が終わった後の受入れということになっていたのですが、終日受入れということになったものですから、平日単価と休日単価が違いますので、休日単価で請求していいというような県からの通知になっていて増えた分と、あとお子さんによって使える利用日数が変わってきますけれども、この利用日数の決定された日数以上の利用をしてもいいという通知もありましたので、本来13日しか使えないのが20日行ってもいいというような、そういう利用について増額になっている分です。また、柔軟な対応ということで、事務所に行かなくても電話で事業所の職員がこの子の状態を見て今後の今後のサービスに請求していいよという柔軟な対応という県から通知が来ましたので、その辺の影響で、かなりの増額が見込まれているというか、増額になったものですから、補正をさせていただきました。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。すみませんね、桃原功委員が資料要求していましたね。1つだけ就労支援という、私も現在市民の方から相談を受けて、実際に知的で軽度の方だと思うのですが、介護施設に障害者枠で就職をしているのですが、やはり障害を持っている方というのは、人に会ったり、それからまた昼食のときにもぼつんと1人だけになってしまうとか、そういう様々障害者の難しさといえますか、それから周りの方々が支援をしていかなければ就労も継続できない状態にもなるというふうなことで相談がございまして、例えば就職をしたけれども、長続きしないとか、今求職中であるというふうな方

から相談があるのです。

そういう場合のサービスというのは、ここの補正の中にあるかどうかは分かりませんが、例えば就職はしたけれども、継続をしていくための応援というか、支援というか、そういう障害福祉のサービスの事業の中で、そういうことがコーディネーターとか、就職をしていくときのアドバイスとか、支援はあるけれども、実際に就職した後の、そういうフォローといいますか、そういうことができるような体制をつくるのが、また障害者にとってもプラスになるのではないかなというふうな思いがあるのですけれども、これについては補正と関係ないかもしれませんけれども、どういったものがあるかだけ教えていただけませんか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 今回補正はしておりませんが、今、委員がおっしゃったように就職するまでの継続支援というのがあるのですけれども、就職するまでのフォローというか、そういった一般就労した後の悩みとか、事業所に対してのアドバイス、本人からの相談などに乗るために就労定着支援というサービスがございます。これは平成30年度から実施されている事業でございます。これは条件があるのですけれども、支援員が定期的に事業所に出向いて本人から相談を受けたり、また事業所へ伝えたりという定着をするようにという支援がございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** お願いします。予算書の18ページをお願いいたします。補正予算18ページの児童福祉費の増額と減額の対比が出ていますので、15款1項1目施設型給付費等交付金が6,300万円、大幅な増額で、これは説明は、民間保育所等の入所が増えたということで、お聞きしているのですけれども、その下に認可外等が7,000万円減額になっているので、民間保育所は何名増えたのか。

それで、この下の7,000万円の減額の理由も含めて、この2点お尋ねいたします。増額と理由と減額の理由です。

○**桃原朗 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 施設型給付費の増額につきましては、昨年度の当初予算より113人……

○**桃原功 委員** 113人。

○**子育て支援課長** 増となっております、そのための増額となっております。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 補正額の追加でございますけれども、今回コロナの影響でございまして、緊急事態宣言が出された際に、家庭保育の実施をした方への保育料の日割り返還分を合わせて7,021万7,000円の補正増となっております。

○**桃原功 委員** 減額ではないの。

○**子育て支援課長** 施設型は増でございます。

○**桃原功 委員** もう一度答弁をお願いしていいですか。

○**福祉推進部次長** では、まず施設型給付事業でございます。これはごめんなさい。歳出の件でございました。そのうちの国負担分は増になっておりますので、6,384万9,000円が国負担は増という形になっておりま

す。その要因といたしましては、3園の、新たに今年度より定員を増員した施設がございまして、きゆな保育園、ぎのわんおひさま保育園、あっぷる保育園ということになりますが、そこで113人の児童の増がございましたので、その分が約6,000万円ぐらいで、あとコロナによる緊急事態宣言が発令されまして、家庭保育の、自粛した方への、保育園の繰り上げ返還分を合わせて算出、計上いたしました。その国の補助としては6,384万9,000円の増となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと老化しているのか、耳が遠くなっちゃって。

○福祉推進部次長 すみません。

○桃原功 委員 大体聞き取れました。3園の定員増も含めて113名の増加で、金額6,384万9,000円の増と。これによって待機児童の数というのはどんなふうに変動していますか、待機児童数。これも出されていますか。こうやって入所が113名も入ると、ある程度数字的には。

○桃原朗 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 待機児童につきましては、令和元年6月1日時点は71人、本年度、令和2年4月1日が46人ということで、減少しております。

○桃原功 委員 現在数が46名。

○子育て支援課長 そうです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 7,000万円の減額、この7,065万2,000円の減があるではないですか。これをちょっと聞き漏らして、もう一度説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 子育てのための施設利用等給付交付金については、先ほどの説明は認可の説明でございまして、今回は認可外等ということで、国の補助の7,000万円余の減額です。

○桃原功 委員 だから、その減額の理由は。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 子育てのための施設等利用給付事業、認可外ということで、制度ができましたのが、昨年の10月1日から始まりまして、これは当初予算を組むのが11月ということで、1か月しか実績が見れない状況だったのです。それで、認可外の数字を見込むのが難しかったということで、当初予算ではちょっと多めについた形になってしまって、ただ昨年10月からスタートして、今年度少しずつ実績が見えてきておりますので、実績を見込んでやはり若干余っているだろうということで、その費用の分を今回補正で整理していきたいという内容となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、トータル的に整理した結果、このような減額になったということですね。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 今回の無償化の対象者が、3歳から5歳の保育の認定を受けた方、それからゼロ歳から2歳までの非課税世帯で保育の認定を受けた方が無償化の対象ということで、そこは認可保育所については無償ということで、そのままカウントできるのですけれども、カウントというか、無償の対象になるのです。

けれども、この事業については、認可外を利用する方が対象ですので、そこの把握というのが、市内の認可外も対象ですし、市外に通っている方も対象ですので、市外へ通っている市民の方というのは、こちらでは把握は難しいものですから、それを大体の予想でまずは組んでみて、それで結果、実績が見えてきたら、今度は実績を見ながら予算を組んでいこうということで、去年途中で始まったものの見込みのちょっと難しさがありましたので、整理させていただいたということです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 理解できました。ありがとうございました。

次は、資料要求をした資料番号12番ですけれども、予算書の38ページから39ページにわたってあるのですけれども、介護給付等の事業ですけれども、ちょっと資料があるので、大体理解はできました。1つちょっと分かりにくいのがありまして、資料番号と書いた裏のほうですけれども、下から4段目の児童発達支援費の6,000万円の増額があるのです。ちょっと細かい指摘になるのですけれども、ぜひ教えていただきたいのですけれども、右側の増減の要因というのがあって、対象人数が154名から156名と確かに2名の増なのですけれども、2名の増で6,000万円の金額の増額というのは、どのような理由なのかというのをお尋ねします。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** こちら児童発達支援費ということなのですが、これは未就学の子供に該当するものなのですが、これは就学したら放課後等デイサービスというサービスに替わりますけれども、この未就学の子供たちの保育というか、療育を兼ねた事業になりますけれども、こちらコロナの影響がありまして、人数は若干2名しか増えていないのですけれども、柔軟な対応ということで、例えば平日単価と休日単価の違いだとか、あとは決定された日数以上利用してもオーケーとか、あとは……

(「委員長」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私がお尋ねしたいのは、この資料で2名の増員がされているではないですか、154名から156名。2名の増員の割には金額の増額が6,000万円ということで、ちょっと大きいので、今おっしゃったように柔軟な対応、要は設備費にかかったということで理解していいのか。コロナのために、この6,000万円増というのは、いろいろな設備等の、設備というか、消耗品でもいいのですけれども、そういったものにかかったために増えてしまったのかが分からないので、6,000万円の増額の理由をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** これは子供が通ったら、その日の1日分の報酬ということで請求が来るのですけれども、実際コロナで柔軟な対応といって、普通は1か所だけしか通えないところを2か所通ってもいいよとか、1回この子供が行ったら、その分の報酬の請求が来るので、1人であろうが、1人、2人というのは、月の平均の人数なので、これが毎月2人ずつ増えていると考えて……

(「延べ数」という者あり)

○**障がい福祉課長** 延べ数なのです。いろいろな事業所を利用して、サービス料が今回コロナで増えております。1人で何回通っても……。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 例えば真ん中辺りの計画相談支援給付の1,059万5,000円の増があるではないですか。これを

右に見ていくと255名が303名、要は48名増えているわけですよ。48名に対して、例えば1,000万円の増額ということで考えると、これを基準に考えると、2名の増員で6,000万円の増額というのが、よく理解できていない。今おっしゃったように延べの回数ということを言われましたけれども、お二人でそんなに延べ回数が増えるものなのかというのがあるのですけれども、僕が言っている質疑は分かりますか。2人の増で6,000万円の増というのが、まだちょっと理解できていない。その辺はどういう理由なのかと。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 基礎分に、今まで通っていらしていた方の分、154名の方々も数、回数に含んで、コロナの影響で、2名だけではなくて、その回数を、何度行ってもいいよという形での対応をしてくださいという形で、見かけ上は2名しか増えていないのですけれども、延べ回数にすると、それぐらい。

○**桃原功 委員** 156名全員がね。延べ回数が、総体的に増えたということで。

○**福祉推進部次長** という認識です。

○**桃原功 委員** それが分かればいいのです。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。知名康司委員。

○**知名康司 委員** 7ページの債務負担行為補正というのがありますけれども、これが全部で45件、10ページまで。内容の、まずこの項目、事項内容の中で、例えば警備委託料が、重複しているのが警備委託料、それと各種機械設備等保守管理業務委託料、これも重複しています。それと、清掃業務委託料、これもというような形で、これはちょっと分からないのです、どこの部署のなのか。その分け方というのかな、まずはそれからです。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑でございます。7ページから10ページまで、各種債務負担行為でございますが、委員がおっしゃるとおり、警備委託料、各種機械設備、また清掃業務委託料が、各施設の警備だとか、そういったもの、併せて債務負担行為として今回提案させていただいております。その内訳ということでございますので、こちらも資料の形で御提供していきたいなと思っております。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** そういう形でやってもらえればいいのだけれども、例えば補正の調書もありますよね、最後のほうに。調書というのは、説明みたいなものですかね。まずどこのものか分からないし、契約年数もまた違ってきているし、金額も当然違ってきます。その辺も分かりやすくということで要望したいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** まず、予算書の形式でございますが、こちらは国の定める規則の中で一定の様式で予算書を作成してくださいというのがございまして、第3表、債務負担行為は、そのような様式に基づいて作成をさせていただいております。ですので、この債務負担行為の中身等につきましては、別紙、また別途資料等で御説明させていただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 後で資料の提示をお願いいたします。

それと、今度は期間のほうの、それぞれの項目、内容によっては期間が変わってきている、最初は5年か

ら始まって4年もあれば3年もありますけれども、短いになると1か年で契約は終わっていますけれども、この違いは担当の違いなのか、年数が違うということは。その辺説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 債務負担行為の期間でございますけれども、この3表については、期間の長いものから順に整理をさせていただいております。この期間の違いでございますが、やはり各施設によっても契約の年数というのは異なっておりますので、そういった期間が一致しているものをある程度併せて整理したものが第3表になっております。なので、期間の違いも、それによるものでございます。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 分かりました。私からは以上です。先ほどの資料をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** ちょっと探し切れないところがあるのですけれども、住宅確保給付金の補正がどちらにあるか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 37ページです。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 住居確保給付金、これの根拠法と、なぜ補正増になったのか、もう一度理由をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** お答えします。住居確保給付金事業なのですが、これは2回ほど補正をして国の要件が緩和されまして、受けやすくなったということがありまして、例年ですと、20件ぐらしか該当しない、予算は300万円ぐらいでしたが、現在は300件ぐらいで予算も今8,500万円ぐらい、現状は新規の申請状況であるとか、あとは3か月受けられて2回延長でき最長9か月受給可能ということがありまして、皆さん延長している状況で、72%ぐらい延長希望される方がおり、こういったことから推測して2月くらいまでは、あと200万円ぐらいあると、今のペースでいくと大丈夫ではないかと、そういうような状況でありまして、財政担当と調整して今回の金額補正となっております。

要件が緩和されましたという内容につきましては、資料でお渡ししたほうがよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 要件の緩和について、今年度はいいけれども、次年度、どうなっているかというのを聞きたいです。要はコロナが収まりますよと、そういう前提で計上する場合と、そうではなくて、まだ続きますねという、これは国が決めることだと思うのですけれども、市としては、こういうふうに切れ目なく出てきているということを踏まえて、やはりどうしようもありませんというわけにはいかぬと思うので、この辺のことを、やはり県なり、また国なりに、そういうふうなことも要望をしていかなければいけないのではないかと思いますけれども、何で市だけで負担するのかという、例えばこの要件の緩和が、いわゆるどうしても、そういう方々に支援の手を差し伸べないといけないということであれば、それはまた要検討しなければいけない部分ではないかなと思うのですが、これは国が一番問題だと思いますけれども、継続するかしない

か、この要件の緩和を。この辺についての、今言うように要件の緩和については、中身を資料として差し上げますという話なのですけれども、そこはなぜそうなったのかということをお話してもらえれば、今後の対応策についても、我々も少し認識ができるのではないかなというふうに思いますので、もう少し詳しい説明をお願いしますか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** お答えします。新型コロナウイルス感染症拡大にあつて、例えば職を失った方、自営業者の方に顕著に見られるのですけれども、提供しているサービスの利用者が激減してしまって、売上げが前年同期半分以上とか、そういった状況にあつて、住居を失うという方については、この住居確保給付金という制度を拡充してお支払いしており、金額はちょっと上限額が生活保護法に定められる1人世帯であれば上限3万円前後、2人だったら3万8,000円ぐらい、3名ですと4万円ぐらい、生活保護法の住宅扶助、こちらの基準に沿ってお支払いしている。通常要件が緩和される前までは、就労支援を必ず受けてください等、やらないといけなことがたくさんあるのです。仕事がなくなったりした方には必ずハローワークなんかに行つて新しい就労先をみつけてくださいというようなことを行つたところが、この新型コロナなので、当座をしのげばいいだろうというところがありますので、就労支援はない、今のお仕事を続けていただいて構いませんというようなところ、条件の緩和、預貯金の調査なんかも、ちょっと疑わしいような方については、預貯金の調査をやっても構わないけれども、基本的にはやらずに、困つた方に支給してくださいというようなところがありまして、先ほどお答えしたのですけれども、例年20件から30件くらいだった申請が300件になっており、延長も可能ということで、その間に就労の状況を立て直してくださいというところがあつて、以前は延長は難しいところがあつたのですけれども、コロナ禍においては、これは必要なことだということで、延長、再延長についても可能になっているところで、実はちょっとこれは確定的な話ではないのですけれども、先々週、11月26日、27日ぐらいに、ちょっと僕たちもニュースでしか見ていないのですけれども、再延長の、またさらに再々延長なんかも認められないかというようなことが、国の動きとしてはあると。やはり我々も情報収集しておかないといけなので、担当の係のほうで、国のほうから、そういった通知なんかがあれば、それはその時検討しましょうということで今回の中には含まれていないのです。もしこれが再々延長が認められることになれば、額もまた何千万も必要というような形になるかもしれませんし、もしかしたら年度を超えて、もし再々延長で12か月受けられるということになれば、例えば10月まで受けた方は11月、12月まで受けられるかもしれないと。そのへんを見ながら、当初予算ベースの話はこれからやっていくのですけれども、状況が非常に急にぱつと受給要件を緩和したりとか、本年度も4月と7月では変わっていました、それから具体的に変更はないのですが、そのような状況で、ちょっとちゃんと情報があればキャッチして対応できるようにしたいなとは思っております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 委員長、資料とまた延長の資料があれば。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 再々延長のほうは資料はないのですが。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 国の動きですからね。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 4月、7月の受給要件の緩和についてはパンフレット等を提供いたしたいと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 すみません、1点だけ。これは誰か質疑していたらすみませんけれども、4ページの3款2項1目のひとり親家庭自立支援対策事業ですけれども、この減になった理由を教えてください。困難になった理由、説明02ですね。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 3款2項1目の説明欄02のひとり親家庭自立支援対策事業が、補正のほうで522万円減をしているのですけれども、こちらの主な理由なのですけれども、まず2点ありまして、1点目が新型コロナウイルスのために、子供の学習支援事業を行っているのですが、それが開催できなかったということもありましたので、その謝礼金分の減を55万円ぐらい減にしております。

あと1つの大きな理由なのですけれども、高等職業訓練促進給付金補助金というのがございます。こちらはひとり親家庭の方が資格取得のために学校に通っている方のために、この就業期間、1年以上の就業期間があると思うのですが、その間の生活への支援をする事業となっております。補助金となっております。この補助金の当初予算の計上を18名ということで、当初予算を計上しておりました。この補助金も課税世帯と非課税世帯において補助金の額が変わってきております。当初のほうは見込みが、まず非課税世帯だと、ちょっと額が高くなるものですから、非課税世帯の18名の予算を計上しておりました。これは今年度執行していく中で、今年度の状況が見えてきましたので、非課税世帯18名と予想していたのですが、今後は非課税世帯が11名、課税世帯が5名ということがございましたので、その課税世帯の分になりますと、差額分が出てきております。その差額分をまとめて補正、466万円ぐらい減が出てきておりますので、その分を今回の、先ほどの学習支援の減と併せて補正減しております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 大変ありがとうございます。大変分かりやすかったのですけれども、昨年のこの事業の実績で、親が自立することが目的の事業だと思うのですけれども、どれぐらいの親が自立していつているのか、そのことも分かりたいので、昨年と比べた今年度の、その事業の中身の資料と昨年度の資料を頂けませんか。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 昨年度の補助金を受給された方の人数と、今年度の方たちは、何名自立されたかということとでよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 お願いします。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 では、資料を提出いたします。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時58分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前 11 時 59 分）

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は 2 時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後 0 時 00 分）

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後 2 時 00 分）

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第 69 号に対する質疑を許します。4 款衛生費、6 款農林水産業費、7 款商工費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。予算書の 47 ページ、4 款 2 項 1 目清掃総務費の 1,000 万円の減の理由をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 ごみ減量対策事業の印刷製本費の減でありますけれども、1,760 万円の減額につきましては、当初平型ずんどうタイプの指定袋を使用しており、それが平成 27 年度までは入札ということで行っておりました。本市は、平成 28 年度より U 字型の取手付指定袋が導入され、ずっと昨年度まで 1 社随契となっておりましたけれども、今年度分から 2 社の入札で行われて、その契約執行残という形でございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 平成 28 年度から U 字型になって、今回入札ということなのですが、入札の中身が分かる資料のほうをいただきたいのですが、よろしくお願ひします。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 分かりました。提出します。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○桃原功 委員 予算書の 46 ページをお願いします。説明 05 番の一定の高齢者等への検査助成事業 1,414 万 7,000 円ですけれども、これは国が言う 65 歳以上の高齢者への PCR 検査等への支援だと思うのですが、なぜ表記が 65 歳以上の高齢者という書き方をすれば一発で分かるのに一定の高齢者等へというような表記になっているのですが、それからお尋ねします。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。4 款 1 項 2 目一定の高齢者等への検査助成事業に関しましては、厚労省のほうから事業概要についての資料提供があり、今現時点で新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業の内容としては、高齢者の基礎疾患を有する者は感染した場合、重症化するリスクが高い特性があり、仮に感染した場合には死亡者、重傷者数の増加により医療提供体制の圧迫化につながる可能性があるとして事業化されているものでございます。この分に関しましては、対象者として一定の高齢者及び基礎疾患を有する者が対象となっておりますので、それを勘案して、

今回の事業名称としております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると対象条件は、65歳以上であることと基礎疾患を有する者の2つの案件が生じていないと対象にならないということですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 今回こういった市町村事業という形で、今回の事業を提案しておりますが、国のほうにおいては、これの2分の1を補助金として該当させております。ただ、今回の部分に関しましては、通常医療機関とか、保健所とかが行う行政検査と言われる検査とは異なりまして、こういった国のほうからしては、こういった行政検査の部分に支障がないようにということで、都道府県の作成した検査体制整備計画と整合を保ちながら検査を実施、行うことということがありますので、まだちょっと事業所に関しては、ちょっと示されてはおりませんが、そういった県の行政検査等と整合も取りながら図っていく事業であります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私が尋ねているのは、2つの案件が成立しないと、その検査の対象にならないのでしょうかという問いですけれども。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** まだ国のほうからも補助の実施要綱等が、まだ示されてございませんが、県のほうからは対象及び要件等として今示されております。その中には桃原功委員がおっしゃるように高齢者と基礎疾患を有する者、その中でクラスターとか、そういったところの兼ね合いがあつて、通所施設を利用する者という形で条件が示されておりますので、基本は、そういった行政検査を逼迫しないような形で事業を実施したいと考えておりますので、今後国、県から示される資料に基づいて対象者を調整していく形になります。おおむね桃原功委員がおっしゃった部分とプラス通所施設に通う者という形の限定的なものになるかというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今回委託料として、ほとんどが委託料として1,400万円計上されておりますけれども、この委託料1,400万円の事業概要を伺います。何をするのか、何を委託するのか。これは検査料ではないよね、1,400万円は。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** お答えいたします。厚生労働省のほうから、まだ実際の実単価というのは示されてございませんが、資料の中において、このPCR検査の基準単価が2万円というふうに示されております。先ほど申し上げた通所施設利用者で基礎疾患を有する者を今700名と見込んでおりまして、700名掛ける2万円の1,400万円を検査料として見込んでいるところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 一定の高齢者等へのということで、予算計上が700名分ということで、当然だと思うのですが、実際は65歳以上の高齢者というのは何名、宜野湾市ではいるのですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 今詳細な資料を持っていないのですが、おおむね1万9,000名いらっしゃると思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 予算は、ちゃんと計上されているわけですから、資料も当然あると思うのですが、この事業の資料提供をお願いしたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 国から示された、先ほど申し上げたとおり、この補助に関する要綱は、まだ正式にはございませんが、国から示された資料と、あと県から、今予定されている要件対象者とか、そういったものの資料を提供したいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願ひします。では、また資料が来てから質疑をしていきたいと思ひます。

では、資料番号13番のゆいマルシェ新規入居店舗についてですけれども、よろしいでしょうか。予算書は49ページの水産業事務運営費111万3,000円、予算は看板等の修正等ということで、あるいは駐車場の白線引きということでありましたけれども、私もあそこのお米が安かったり、野菜がとても新鮮なので、肉も新鮮でした。だから、よく利用させていただいていたのですけれども、残念だなと思ひます。本会議の答弁では、5年連続で赤字とのことでしたけれども、今回新たな事業所、ハッピーモアさんが入ることですけれども、その前に赤字の、要するに事業をする上では黒字を出していくために事業をやっていくわけですけれども、想定と何が相違して、何が違って赤字になっているのか。家賃の負担が大きかったのか、それとも売上げが思うように伸びていないのか。5年連続ということは、コロナ以前からの問題ですけれども、その辺も掌握されていますか、その赤字の原因は。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。JAおきなわさんと撤退するときにちょっと打合せをさせていただきました。ファーマーズさんのほうとしては、その契約の理由としては、立地環境が市街地ということで、ファーマーズの利点である地場産の作物の自給率というのですか、委託率が低くて、地域農業振興への貢献がちょっと低かった。要は宜野湾市でとれるものを産地で売ることの量が少な過ぎて、新鮮な野菜が置けない。そこにお客さんの客足が鈍ったというところと、あとはちょっと場所が奥まったところにあるということもありまして、お客さんが遠のいていったということは申し上げておりました。

○桃原功 委員 はごろも市場が。

○観光農水課長 はい。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要は立地が奥まっているという御理解でしたけれども、このハッピーモアさんも、とても困っているのではないですか、もっと。私からすると、ハッピーモアさんのほうが、とてもアクセスが不便なのです。そうすると、今の奥まっているという表現だと、ハッピーモアさんからの立場で見ると、まだ奥まって、さらに奥まっていた場所からもっと開けた場所に行けているのでしょうか、ハッピーモアさんの意見で、もちろん当然意見交換していると思ひますけれども。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 ハッピーモアのほうから意見を聞くと、西海岸というのは那覇市、浦添市から北谷方面への交通の結節点でもあるというところもありまして、お客さんの流れがとてもいいということで、今の長田

にいるよりはイベントとかしやすいし、お客さんの集客効果もあるという意見がございまして、こちらに移転したいというふうにございました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 目的外ではなくて、飛び込みの方でも西海岸のほうはとなりに海鮮食堂もあるので、ついでにというのもあるのですけれども、ハッピーモアさんは、そこに行くという目的ではないと、ついでには気づかないから、家賃の話は出ていませんけれども、家賃が高いとかという、そういった話はゆいマルシェはなかったわけですか。やはり環境、立地という部分だけですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 JAおきなわ、ファーマーズさんからは家賃が、施設の家賃が90万円ということで、その家賃が高いとは申しておりました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうやってハッピーモアさんが入るということで、宜野湾市の接点というのは、どこまでつながっているのでしょうか。親元はJAさん、あの大きな箱物の施設というか、施設の主は宜野湾市になるわけですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 ゆいマルシェの施設は、沖電開発さんが持っている施設でございます。底地が宜野湾市の土地です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 沖電開発とハッピーモア市場に定期建物賃貸借契約締結と書いてますね。賃貸契約を締結したハッピーモアさんの見通しというのは、やはり家賃90万円でもしっかりやっていけるという判断での立地だと思うのですけれども、そういうことでしょうか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 その点に関しましては、これまでJAさんからこれまでのお客さんの数とか、売上単価をもらいまして、ハッピーモアさんはハッピーモアさん独自で調査をかけて、そこでもやっていけるという判断の中で入居を決めたと伺っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ハッピーモアさんが移ると、今度はハッピーモアさんの場所が空いてしまうのですけれども、そこは何か情報として捉えていますか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 長田にある、今の1号店は、すぐに閉めるとかではなくて、一、二年はそこで両方稼働させて、西側、北側の2号店が軌道に乗ってきたら、長田のほうは少し栽培中心にすると。ビニールハウスとか、もともとございますので、そこでそういったのを作るという計画になっていると伺っています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 今の質疑、関連しますので、続けてお願いします。今回看板と白線を引くということなので

すけれども、既存のＪＡはごろも市場という看板がいろいろ立っていますよね、西海岸地域に。それをハッピーモアに変更するということですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 そこで、ちょっと質疑なのですが、約110万円余りの予算、これは宜野湾市が設置する理由といたしますか、建物は沖電開発さんですよね。土地に関しては、いわゆる宜野湾市が無償賃貸借契約して無償で貸しているわけです。今度入ってくるハッピーモアさんは民間ですよね。そういった中で宜野湾市が、これを設置してあげる理由をお聞かせください。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 お答え申し上げます。まず、案内板につきましては、まず宜野湾市の所有物であるということから、宜野湾市のほうで書き換える必要があるということがまず1点と、あとは敷地内の白線引き直しでございますが、平成23年に施設ができて、塩害の影響とかを受けて、線が消えています。なので、市としましては、こちらの安全確保の観点からも、あそこは引き直しする必要があるというふうに考えています。また、加えて言いますと、そこのゆいマルシェの中の入居に関して宜野湾市と沖電開発、あとはＪＡさんを含めて覚書を締結して、宜野湾市の役割としては、施設の整備に係る費用をこちら側で持つというような流れになっておりますので、そこは宜野湾市として、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 要は、根拠としては、13年前にオープンして、当時宜野湾市と沖電開発、そしてＪＡさん、たしか浦添・宜野湾漁協さん、4者でそういった覚書をしていると思うのですが、それに基づいてということですよね。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そのように考えております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 その中で13年前にオープンして1年後には浦添・宜野湾漁協さんが撤退し、今回ＪＡさんが撤退して、今回覚書、4者でやっているのですが、新たに何か造り直す必要はないですか。それが根拠だと、ちょっとどんなものかなというふうにも思うのですが、御見解をお聞かせください。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。委員おっしゃるとおり、この施設の覚書については、メンバーが新しく替わるということですので、覚書の変更をしていきたいと考えております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ぜひお願いしたいと思います。13年前、ＪＡさんも入って、僕なんかも地元ですので、非常に期待していたのですが、浦添・宜野湾漁協もすぐ撤退して、今回ＪＡさんも撤退で、非常に残念だなと思っているものですから、当時の覚書について、新たにまた今後作成するかということで、新たなものを検討していただければと思いますので、お願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 4款1項2目の予防費、03、地域健康づくり支援事業でありますけれども、これは報償費は健康づくり推進員への報償費ですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。4款1項2目、03、地域健康づくり支援事業、報償費15万5,000円の減につきましては、健康づくり推進員の26人、3,000円の、はごろもウォーキング大会謝礼金等の事業実施に伴って、その部分の補正減額であります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 前年度は27名いたのだけれども、26名に減っているのですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 福祉教育常任委員会のところで、国保特会のほうのところで説明に健康増進課長は出席しておりまして、人数の件は、ちょっと資料を持っておりませんので、申し訳ございません。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この03のマイナス補正ですけれども、これは今後全額ですか、当初予算の。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 地域健康づくり支援事業の今回の補正減に関しましては、はごろもウォーキング大会のところがメインで補正減、すみません。全額かどうか、全額ではなかったと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 恐らくコロナで開催ができないということでの補正ではないのかなと認識しているのですけれども、再確認します。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。補正減の理由に関しましては、委員がおっしゃるとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止のために事業を休止したことによる減でございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 一般質問等でも、この件は特定健診の受診率を向上させるため、これからまたがん検診の受診率を向上させるために、こういう推進員の方々に大いに力を発揮していただく、そういう役目もあるのかというふうに思っておりますので、この際、この推進員の育成への助成、これに力を入れていただきたいということで、こういうコロナ禍では会議が持てなかったり、イベントができなかったり、様々な教室も派遣をして指導することができないとか、要因があるとは思いますが、いつでもそういう方々が活動できるような、やはり仕組みづくりや、そういうのをやっていただきたいと思いますと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。今回、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症はごろもウォーキング大会中止の補正減をしておりますが、委員がおっしゃるような形で健康づくりに努める、そういった推進員の皆様の御協力があって、そういった事業が実施できているかと思うので、そういった部分には、今後別の事業とか、そういったところで御協力もいただきながら、健康づく

りを一緒になっていきたいというふうに考えます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 先ほど桃原功委員からも質疑がありましたけれども、05の一定の高齢者等への検査助成事業、この件なのですけれども、一応700人を想定して計上しているという説明がございましたけれども、これはどういった機関で、このPCR検査ですか、これをやっていくのか。

それからまた、700名以上の方が希望する場合には、また補正を組んでやっていく考えなのか。限られた財源だから、今回はもうこれで終わりですという話なのか。

それと、もう一つ、PCR検査を受けて、PCR検査ですよ、この事業は。受けて陽性が出た場合、それについての対策はどんなふうにとって、1日、2日、結果が出るまでかかる、その辺の対策まで考えた上で、そういう予算、それから事業の執行をしていくお考えなのか、そこを教えてくださいと思います。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。まず、PCR検査の部分に関しましては、皆様も御存じのとおり新型コロナウイルス感染症の陽性者を特定するための検査でございます。基本は、医療機関等で医師が必要と判断した場合に行政検査が行われます。それを補完する形で、今回は行政検査ではない形での検査が実施されます。

県から示された資料においては、一定の高齢者等への対応に関しましては、まず行政検査を行います。当然濃厚接触者であったりとか、症状が発生した方に関しては抗体検査が実施されます。それ以外のクラスターの発症とか、先ほど申し上げた高齢者のリスク等を勘案して、その広がりとかを含めまして、通所施設、入所施設の対象者を、まず県としては考えられております。その中で流行期にあつては行政検査の対象ということと、それ以外に入所施設の対象者においては、別途の事業等もあるということで、今回県のほうが示した資料においては、通所施設の利用者を対象者にとということで、今検討されておりますので、その方向で宜野湾市としても考えております。

あと、陽性者が判明した場合にとということで、こちらの、先ほどの桃原委員から資料要求があつたところにも書かれてはいるのですが、仮に陽性者が判明した場合に、こちら発生届という形で医師が保健所へだと思ふのですけれども、感染症発生届を提出しなければならないようです。その部分においては、宜野湾市では皆さんも御承知のとおり医療機関を有していませんので、今その手続を各市町村、どのような形でやったらいいのかというところで、今苦慮していて、県のほうにおいても、市町村では、そういった困り事があるので、質疑等で、そこら辺ちょっと医療機関との連携とか、保健所との連携とか、スムーズに事業が実施できるように今調整等をしているところであります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 今の説明、概要でいいですから、求められますか。資料としていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 先ほどの桃原功委員の資料と一緒にございますので、それで御確認いただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 分かりました。よろしくお願いします。

次の47ページ、衛生費の4―2―1、清掃総務費、先ほど04の質疑もございましたけれども、02のほう、資源ごみの収集事業ということで、委託料が、これはシルバーへの委託料だと思うのですが、749万5,000円の補正増なのですが、現象として、一般の市民のごみもコロナの関係でうちにいる時間が長いので、要するに委託の一般ごみが増えている、これまでの統計で出ていることも聞いておりますし、そういう面では、この資源ごみのほうの収集が恐らく増えて、委託料が補正増だというふうに思うのですが、コロナによって増えているのか。それともほかに原因があるのか、この辺の御説明をいただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** お答えいたします。コロナでごみが増えているのも実際としてあるのですが、資源ごみの件にしましては、民間レベルで有価物である資源ごみを有償化でリサイクルしていた事実がございます。近年、需要先である中国や東南アジア諸国での受入れが減少していることから、供給のバランスが崩れ、業者が処理する上でですね、逆有償化という形でないと処理ができませんよという変化に伴って、本来だったら有償化していったり、リサイクルしていたごみが売れなくなったので、資源ごみという形ではなくて、家庭ごみとして可燃ごみで出されているというようなイメージと、資源ごみをそのまま、今まで売れないごみとして出しているというのが増えている要因ということでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** そうすると、シルバーさんのお仕事が増えているということになるわけですか。そこで、委託料の増というふうに理解してよろしいわけですか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 増に至った理由としましては、過去3年、平成29年から平成30年度にかけては6.3%の増、平成30年から昨年度、令和元年度にかけては20.2%、昨年からの9月末現在では64.8%のごみの排出量が増えたということで、シルバーさんの時間外労働が増えたと、それを手当てしてあげないといけないということで、おっしゃるとおりに至った理由でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 漏れ伝わってくる話では、すごい超過勤務をしているような事態も何か出てきている、処理し切れないぐらい、要するに多いのだというような話までありますけれども、それは事実なのですか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 委員のおっしゃるとおりで、シルバーの会員さんが通常収集する8時間の勤務の中から、それを超えて7時、8時まで収集していたという事実もございまして、その件に関しては手当てで補うことができないかという相談をしたのですが、シルバーさんにおいては、お手当ての支給ができないということがございまして、おっしゃったとおりになったというふうに思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 今の一般市民の、このコロナ禍ですので、今までの把握できるだけで結構ですので、どのぐらい、要するに例年に比べて増えているのか、増減があるのか。この辺分かるような資料を頂ければというふうに、前年度は全くそういう影響は出ていなかったですから、本年度まだ途中ですが、そこがやはりどのように変わっているか、変化しているか、事業系も含めまして、そういう資料が出せるのかどうか、まずそのことに関して。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 事業系と家庭系において全てが増えているということではありませんけれども、その統計資料はございますので、提出させていただきます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 予算書の50ページをお願いします。50ページ02番の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,600万円の減額、02にはセーフティーネット認定者応援事業が減額とあるのですけれども、ほとんど委託料ですけれども、このセーフティーネット認定者応援事業というのはどういった事業なのか。これと2,300万円の減額の理由をお伺いします。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 まず、セーフティーネット認定者応援事業の概要についてお答えいたします。この事業は、新型コロナウイルス感染症の流行により売上げ減少等で中小企業のセーフティーネット資金、融資の申込みをした事業者に対しまして、事業の継続を下支えしてつなぎ資金としていただくために事業全般に広く使える支援金として10万円を一律助成する事業となっております、市の緊急経済支援事業の第2弾として行った事業となっております。

補正の理由といたしましては、当初予算立てをするときに申請件数を700件見込んでおりました。しかし、実際に申請は453件、そのうち交付できたのが444件となっております、交付率が63.4%となっております。そのため助成金に執行残が出ましたので、それを減額補正するといった内容となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 コロナ禍にあって、まだまだ苦しんでいる人、あるいは小規模事業者というのは、まだまだたくさんあると思うのですけれども、もしかしたらすくいきれていない事業者もまだあると思うのですけれども、このようにちょっと減額になるというのは、残念という言い方が適切なのか分かりませんが、この事業自体の周知というのは、これは委託ということは商工会に委託だったのですか。直接事業ですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 この事業は、民間の事業者に委託をしまして、その支払いに関する事務の手続を行っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 当初700件の予算計上が453件の申込みしかなくて、該当したのが444件ということですが、これは申請主義ですか。申請しないと当然もらえない。これだけ低いというのは、その周知が浸透していなかったのか分からないのだけれども、これだけコロナで、みんなが大変だということであれば、情報としては、事業者はたくさんの情報の入手をしていたはずだと思うのですけれども、なぜこれがしっかり消化できなかったのか、その辺の評価というのは、皆さんはどう捉えていますか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 まず、700件の見込みなのですが、今年の6月11日、この予算立てをする時点で、市のほうにセーフティーネット融資の申込みの認定というのがあって、市長が認定するのですけれども、その

認定の数が350件、当時予算立ての時点で350件ございました。さらに、金融公庫のほうにも市長の認定をもらわずに直接融資の申請ができることとなっておりましたので、市長の認定プラス同等の数が金融公庫のほうにあるだろうと推計をしまして、700件と見込んでおります。700件見込んだのですけれども、これが過大だったのかなと思っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、周知とか、そういったものはしっかりできたのだけれども、当初の皆さんの見込みが、ちょっと少し甘かったということですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 当初の見込みが少し過大だったかなということと、あと商工会のほうと金融機関のヒアリングの中で確認したところ、市内14か所の支店がありますけれども、30件程度の融資の実行があったということで伺っておりまして、大体420件、その数を見ますと、420件に値しますので、各支店30件程度の融資が実行されたということで考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 もったいないような感じがするのですけれども、これは減額した2,300万円というのは、どのような扱いになるのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今回補正減をさせていただきまして、その分については財政当局とか、そういったところで調整をしまして、次の事業について検討していくことになると思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 また、今後使えるということですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えします。今、産業政策課長からもありましたとおり、このセーフティーネット認定者応援事業について執行残が出ておりまして、今回補正減という形で提案させていただいておりますが、この地方創生臨時交付金に関しては、こういった執行残、それからまた今後新たな交付申請も予定されておりますので、そういったところの情報も収集しながら、関係部署、関係機関と協議しながら次回の支援策を検討していきたいと考えております。基本的には、この交付金は、しっかりと活用していくという方向で調整していきたいと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 返納しなくていいわけね。令和2年度は、来年3月までですけれども、なぜ12月に補正減で上げないといけないのか。この事業自体が締め切り期限があったのですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 今回補正減を行っておりますのは、事業が完了したものについては補正減等で整理を行っております。また、今後3月補正となりますので、次の補正などでは、その他の事業も完了しているもの、それから執行残が見込まれるもの等について補正減、もしくは財源の組み替えなど行っていきたいと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** コロナ禍の第3波が、1波、2波より高いわけですね。まだ続いているわけではないですか。それで事業完了というのは、これは国民、市民は納得できるのか。これは法律で完了期限が、ここまでとなったら、皆さんも立場的には、ここで締めないといけないというのは分からぬではないけれども、何かまだちゃんと事業所に行き渡るような方策はなかったのかなと思うのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 先ほど御説明したとおり、セーフティーネット認定者応援事業については完了しておりますが、また今後、先ほど答弁申し上げたとおり、こういった執行残、それからまた今後交付申請等が予定されている金額を見ながら、また新たな支援策も検討していきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 国からいただいた、せつかくの税金ですので、しっかり事業所等に支援できるように頑張ってください。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 今の質疑に関連して伺います。セーフティーネットの話なのですが、これはあれですね、飲食業、観光業が結局抜かされたから、当初の見込みの人数に達しなかったと私は議会でも発言させていただいていますけれども、そうではないのですか。要するに重複支給はできないということで、飲食業、さきにもらった飲食業の10万円給付、あと観光業とか、出店業とか、そういった方の10万円給付、あと代行業者とか、そういった10万円給付をもらった方々が、重複で支給できなかったから、これだけの執行残、余ったと私は思っているのですけれども、いかがなのですか。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** お答えします。セーフティーネットの事業につきましては、確かに重複してはできないということで、事業は進めております。ただ、当初見込みを立てるときに、どうしても幾らという見込みが、推計が立たなかったものですから、あくまでも現状の数値を勘案しながら、それを参考に予算を計上したのですけれども、ただこの重複支給ができなかったという理由だけではなくて、当初の見込みが立たなかったというのも原因の一つであります。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ですから、見込みが甘かったのですよね。今一番苦しいと言われている個人経営者、飲食業とか、そういった方々が結局は外されたから、このセーフティーネットの見込みに届かなかったものだと私は思っているのですけれども、ではもうちょっと、それが外されたからではないとおっしゃっていますが、補正第5号でやった、ぎのわん中小事業者応援助成金事業、こちら1億5,000万円ぐらいの事業費を見込んでいましたよね。こちらでも飲食業、要するにもらった方々は全部外されている。これは10月いっぱい事業だったのですけれども、多分申込みが少なかったのだと私は思っていますが、11月13日まで延ばされています。その事業も現在半分程度、6割ぐらいしか当初の見込みより申込み件数がなかったと伺っていますけれども、こちらはその認識でよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** おっしゃるとおり当初見込みが1,400事業者を見込んでおりましたが、これは宜野湾市には3,600の事業所がありまして、そのうち既に助成をした方、1,600を引いた2,000に対して30%の減少を

した対象者がいるだろうということで、1,400という数字を計上したのですが、11月30日現在、交付件数が900件という数字となっております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ですから、先ほどおっしゃっていましたように重複支給がされなかったのが原因ではないと言っていますけれども、そうではないのですよ、多分。やはり厳しいところというのは、その辺の方が多いということ、だからその辺を外すのであれば、その外した見込みを立てないと、こういうふうには執行残が残るというふうに私は思っているのですけれども、執行残は、またこの次、新たな事業にと言っていますが、全体的に配るのではなくて、本当に厳しいところ、飲食業とかではないかなと、個人事業者ではないかなと思っていますので、その場合見込みを立てるときは、そこも私は入れていくべき、充実させていくべきだと前から私は訴えているのですけれども、そうやらないと、どんどん、どんどんもらったところは増えていって、あとはどこももらえませんかというような予算のつぎ込みになってしまいますので、その辺はしっかり考えて、これからの見込み、次の予算編成をするときにはやっていただきたい。以上です。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** ただいまの平安座委員の御質疑の、御提言につきましては、また参考にさせていただきますと思います。今回コロナ対策事業ということで、これまで経験していない社会状況の中で、どのように支援していくかということで、まずは飲食だろうと、そういう出ていって、特定多数の人が集まって飲食をするところはかなり厳しいということで、飲食店の支援をしていきたいと思いますということで、事業立てをしていきました。

また、コロナの状況も、どういうふうに移行していくとか、その辺の状況も、なかなか専門家も分からない状況の中で、まずはやっていったということですが、それであとどれぐらいの業種、なるべく全業種に届くようにということも考えながらも、まずは飲食からやっていったのですけれども、状況がどんどん変わっていく状況の中で、取りあえずは飲食をやって、その次に別の業種、またその次は別の業種ということで、どういうふうに状況がなっていくか分からないので、一業種だけに集中して支援していくというのは、ちょっとそのときは判断できなかったのですけれども、今の状況もある程度分かってきてございますので、平安座委員がおっしゃったようなことも、今後もやはり必要かなというのも考えてございますので、また追加の、第三次の交付金等も活用できるのであれば、企画のほうとも調整して、また検討していきたいなとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後2時50分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後3時01分)

○**桃原朗 委員長** 引き続きまして、8款土木費、9款消防費については、一括して審査を行います。

質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 消防にお伺いします。9款1項1目常備消防費、02の……

○桃原朗 委員長 何ページですか。

○岸本一徳 委員 55ページ、消防署事務運営費という、当初予算も見たのですけれども、特殊勤務手当が、当初予算が379万6,000円、補正増で261万円なののですけれども、その補正増の御説明をいただければと思います。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 質疑にお答えいたします。9月議会でも防疫手当の条例が可決されまして、それに伴って新型コロナウイルス感染症、あるいは疑いのある者を病院等へ救急搬送する救急隊に対する防疫手当を支給するもので、今回補正する261万円の内訳につきましては、今年の3月から来年の1月までに対象者を搬送するという予測を立てて、その分の財源を補正増とするものでございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分からないので、特殊勤務というのが、どこまでがどうなのかという、後で資料で頂ければ、特に今説明していただかなくても結構なののですけれども、その資料を頂きたいなというふうに思っております。委員長、よろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 資料を提出してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次の03の警防事務運営費のほうで、03は98万6,000円なののですけれども、内訳として特別旅費は当初予算の全額補正減となっている、私の認識では。ですから、この辺の、これもコロナによる会議とか、研修とか、そういう部分も含め、この理由について御説明いただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 おっしゃるとおり新型コロナウイルス感染症の影響で、九州ブロック合同訓練に救急隊員3名を派遣する予定でございました。今年は熊本県で開催する予定であったのですけれども、中止の報告を受けまして、25万7,000円余の予算の執行残となつてございます。それを踏まえて、消防・救急自動車の運転技術の技能を向上させるために茨城県のひたちなか市に職員1名を派遣する予定でございました。その分についても新型コロナウイルス感染症の影響で派遣を中止するという形で13万5,000円余の執行残が生じてございます。

あと1点は、九州地区の大規模災害対応実務研修ということで、福岡県の福岡市消防学校に職員1名を派遣する予定でございましたけれども、その研修についても中止という方向になりまして、8万9,000円余の執行残、合わせて48万2,000円の執行残が生じたものでございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。次の3目消防施設費なののですけれども、ここで御説明いただきたいのは、これは財源だと思いますけれども、国税の入湯税が、何でここに充てられているのか。今さらながら何でかなと思うのですけれども、01の消火栓整備事業だけにしか充てられないような、そういう活用できない財源なのかどうか。

それで、今回財源組替えてゼロになっておりますが、これはどこに、1,322万7,000円、当初予算だったと思うのですが、この消火栓の整備事業費は。これはゼロというのは、財源組替えて、こっちは要りませんよと、どこかに回しましたということなのか、御説明をお願いできますか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 入湯税に関する御質疑でございますが、まず入湯税の財源組替えにつきましては、歳入、15ページをお願いいたします。歳入の1款6項1目入湯税現年課税分の減でございます。これは今年度の調定の見込み等勘案して税務課のほうで、今年度は減であるということで、今回130万5,000円、補正減を提案させていただいております。

この入湯税は目的税でございまして、その目的税として充当できるものが、国などから一定程度示されておりまして、その中の一つの消火栓整備事業に入湯税を当初予算から充当させていただいております。今回この入湯税を130万5,000円減となったことによりまして、当初予算で消火栓整備事業に充当していた分も財源充当しないといけませんので、今回この55ページ、消火栓整備事業のほうで、財源組替えとして130万5,000円、これは一般財源に置き換えるという形になります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 消防のほうにお尋ねいたします。予算書の55ページ、これは本会議場でも尋ねましたけれども、上の常備消防費の宜野湾市救急救命士人件費助成事業4,000万円、これが一般財源の国庫からの組替えになっているのですけれども、消防長の答弁と副市長の答弁があったのですけれども、私が知りたいのは、どういう努力があつて国庫から引っ張ることができたのかというのを知りたいのです。副市長のほうは、米軍のPFOSの流出事故とか、あるいは外来機の増加によってということで、答弁したというように私聞いているのですけれども、それというのは、例えば防衛省が、こんなふうに迷惑かけたから消防士さんの人件費を9条予算で賄いましょうとかというようなことだったのか。それとも宜野湾市から、もう大変なので、消防が4月の事故で、先んじて対応してくれて頑張ってくれているのだと、こういう訴えが功を奏して9条予算から組み替えができたのか、その辺まで掌握されていますか。副市長は、そのように答弁したのですけれども。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 9条交付金のほうに関しましては企画部のほうから答弁させていただきます。

本会議で、たしか副市長からそのような発言があつたかもしれないのですけれども、特に委員も御存じのとおり9条交付金は一次交付金というのと二次交付金が毎年あります。その額は当然変動はあるのですけれども、今回9条交付金が二次交付金で約7,500万円の増ということがありまして、今この消防の救急のほうに充てるというのは、企画と、先ほど消防長が、例外として充てられますよということもありますので、それも踏まえて調整をして救急救命士の人件費に二次交付金を充てたということで、増額分はということで、通常の一次交付金、二次交付金の配分ということで、御理解いただければと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 整理すると、この9条交付金をもらっている自治体は、一次と二次という種別があると、種

類があるということですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この9条交付金の配当の仕方が、種類ではなくて9条交付金は変わらないのですけれども、一次交付金分幾ら、毎年なののですけれども、また二次交付金幾らという形で配当いただけるのです。一次交付金をいただいたときには、この交付金をこの事業に充てましょうということなののですけれども、これが二次交付金が配当された後に、別にまた配当している額を変えて、こっちに充てますという形で、この二次交付金が配当された額が決定しますので、その時点で、その配当額が入るときに救急救命の分に、当初あった額よりもっと増やして充てることができるという確認を取って協議調整をして消防のほうに充てたという流れです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、7,000万円余の増額分というふうに捉えますけれども、その増額分は自治体の裁量によってどこに回してもいいということなのですか。今回は消防のほうに回したということだけなのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** これは予算書になるのですけれども、消防のほうと保育所事業のほうにも充てて、今回補正として出しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** その増額理由というのは、副市長が答弁したとおり、PFOSの流出事故であったり、あるいは外来機の飛来によって迷惑をかけているということが増額の理由ですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この増額のところには、そこまで理由は書かれていませんので、あくまでそういう影響もあったのではないかとということで、実際この交付決定額の中に、そういったことが記載されていないので、一次、また二次で増えるということに関してはいろいろな要素があって配当されているというふうに、こちらで決めることができませんので、額はですね。そういう防衛のほうからのもので配当されたというふうに、交付決定額にも書かれておりませんので、そのように理解しています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** それでも市長、あるいは副市長、上京して国に予算の折衝とか、あるいはお願いには行くわけですから、宜野湾消防の努力とか、あるいはこうやって被害があったということは、やはり切実に訴える必要性があると思うのです、ここで判断はできなくても。宜野湾市の実態、現状というのは、やはり行く必要はあると思うので、また予算の獲得の面では、こうやって一般会計から持ち出さなくて国庫からできたというのは、しっかりまた皆さんも御尽力してください。

あと次、土木なののですけれども、繰越明許費、8番、予算書の6ページ、土木費のしちやばる公園の整備事業ということで、入札不調の件について資料をいただいていますけれども、土木部長が答弁した、12社中11社が辞退と。これは資料番号14番が出てきていますけれども、しちやばる公園の2番目の入札はしちやばる公園植栽工事1,700万円、予定価格。このような景気が厳しい中で、こんなに辞退する、ほとんどが辞退ですよ。12社中11社が辞退、1社が不調。なぜこのような事態になったのかということで、皆さん、しっか

り原因はつかまないといけないと思うのですけれども、これはなぜこんな事態になってしまったのですか。

○**桃原朗 委員長** 用地課長。

○**用地課長** 今、建設部次長が経済建設常任委員会のほうに出席されて、この関係については、細かいことは把握しておりませんが、ほかの事例からしますと、よくある案件としては、技術者の配置ができない、手持ち工事ができない、技術者の配置ができないとか、作業員の確保ができないという主な理由が多々あります。またほかにも、ほかの物件を取る予定があるので、今控えておきたいという事例があります。今回のしちやばる公園につきましては、直接の担当課ではないので、細かいことは把握しておりませんが、後でまた次長のほうから報告させていただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 担当でないと分からないか。だけれども、今の技術者、あるいは作業員が配置できない、他の物件を取る予定があるのでという、これは1社2社ならわかる、12社全て辞退となっているから、では12社さん全て作業員は配置できないのですか、技術者はいらっしゃらないのですかというふうな、また疑問も出てくるわけです。そういう答弁になってくると。では、担当が来てから、また来るのですか。

(「3日目」という者あり)

○**桃原功 委員** そうですか。では、せっかくなので、消防の先ほどの、この宜野湾市救急救命士人件費助成事業、この事業の概要を説明いただけますか。今予算は組み替えされていますけれども、どのような事業かということで、何名、これによって事業が受けられるのか、概要を説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 今回の救急救命士の人件費を充てている数は、現在宜野湾消防本部のほうには35名の救急救命士が在籍しておりますけれども、その中の現場に配置をしております31名分の救急救命士の人件費でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは全てが、100%人件費のみへの転用というか、使用用途になるわけですか。人件費だけなのですか。

○**桃原朗 委員長** 総務課長。

○**総務課長** お答えいたします。次長のほうからありましたように現場に配置されている救急救命士31名分の、今回は9月から3月分の給料及び12月の期末勤勉手当に充てております。これについては、救急事案等が発生した場合、高度な救急救命処置を速やかに行う体制を維持することを目的としているところであります。その一部について国の交付金のほうを充てております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。ちょっと私、交付金の話に戻りますけれども、今回はこうやって増額分があったので、国庫から人件費等に充てることができたということですが、それを考えると、この国庫からの割り振りというのが単発に終わる可能性もあるわけです。では、次年度からまた一般財源からの支出ということになってしまうのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今この9条交付金ですが、毎年額がちょっと違っております。元年度に対しては4億

円ちょっと余り、今回はまた4億9,000万円という形で増えておりますけれども、やはり例年必ずこれだけもらえるという分も、やはりその時の状況で変わっていきますので、どうしても充てられない場合には、これがどうしても国庫が使えませんので単費で充てていくという形、毎年ちょっと安定はしているというふうには考えて……

○**桃原功 委員** 安定はしていない。

○**企画部次長** はい。それなので、いろいろ当然被害があったときとか、いろいろ市長も防衛省のほうに要請等、そういったこともやりながら、できるだけ9条交付金をいただけるような要請を、これまでもずっと行ってきております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 副市長答弁で、PFOSの事故だったり、外来機の飛来の増加だったりあったので、今もこうやって委員会審査が閉ざされてしまうほどの、朝からですよ、これは。外来機の飛来は。この実態を国に、外来機の飛来の中止というのも市長が求めていることも分かりますけれども、このような現実というのを訴えて防衛省からしっかり取れるようにしてください。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。

（「進行」「委員長」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** すみません。午前中に桃原功委員から里道の数について答弁を保留しておりました。説明の中で土木課が管理しているということで、建設部次長は経済建設常任委員会に出席なのですが、土木課長が出席されていますので、答弁のほうをよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** はい。土木課長。

○**土木課長** 桃原委員よりご質疑のありました土地売却収入、里道等についての説明をさせていただきます。資料要求の表紙のほうにナンバー1からナンバー2、ナンバー3、ナンバー4、ナンバー5、6—1、6—2という形で売り払いの場所となっております。

その中で里道の延長とか、面積とかという話もございましたけれども、面積については、土地の、里道ということで、境がないものですから、面積は把握していないのですが、総延長として約52キロを宜野湾市が管理しているような状況でございます。これは法定外公共用財産といって平成14年度より国から里道について国有財産の贈与という形で、平成14年度から分けて10回、近年では西普天間住宅地区において平成30年度国から譲与していただいた経緯がございます。西普天間住宅地区については、里道とかは、道路用地とか、公用地とかに入れる形になっておりますので、西普天間の分をいれなくて現在52キロぐらいとかたちの里道の管理をしております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ありがとうございます。この図面からしてナンバー5、ナンバー6—1、6—2、この3つは基地内の里道の処分ですか。矢印によると基地の中に入っているように見えるのだけれども。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 普天間飛行場の中の市所有地です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今回これだけの、裏には面積も示されているのですよ、合計の942平米ということが。今回これだけの処分ですけれども、あとほかに里道として処分できる、皆さんが持っている財産というのはどのぐらいあるのですか、大まかでいいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 普天間飛行場にある里道というのはまだ譲与を受けておりません。それ以外の、軍用地以外の部分は、先ほど言ったように平成30年度に西普天間はいただきました。それ以外で市で管理しているのが約52キロで、面積はちょっと把握してございませんが、これは図面とシステムのほうで管理はしております。それで、この軍用地の中の5と6の畑となっておりますけれども、これは宜野湾市所有の土地で里道ではございません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。（午後3時29分）

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午後3時30分）

○**桃原朗 委員長** 続いて、2款総務費の市民会館費及び10款教育費について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 予算書の59ページ、10款2項2目公立小学校備品購入事業があるのですけれども、これは160万円減額になっているのですけれども、これは事務とかの備品が減額になっているのか。学校からの要求した備品を減としているのか理由があればお伺いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 上里委員の10款2項2目、説明番号01、公立小学校備品購入事業、これは今回各小中学校にAEDを設置するというので、当初、予算を組んでいたのですけれども、当初は購入するというので、予算は取ったのですけれども、実際購入する状況の中で業者さんのほうからレンタルの手法もありますよと提案がありまして、レンタルにすると、例えばAEDを使用した後の器具の、例えば無料の交換であったり、定期的な毎月の動作確認であったり、また無料の講習会も行いますというところの提案があったので、購入する予算とレンタルの金額は、年間の金額で特に変わりはないというところで、レンタルにしたというところがあります。来年の1月からという形になりますので、この差額分の金額を、ちょっと減額するという形のものになっております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 購入する予定だったものをリースに変更した、その差額分ということですね。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** はい。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** これは関連するのですけれども、63ページの中学校の備品購入費の同じような理由で減額になっていますか。63ページの10款3項2目、01の公立中学校備品購入事業も同様なあれですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 上里委員のおっしゃるとおり、小学校のほうと中学校の予算の配分という形になります。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一点お伺いしたいと思います。予算書の65ページです。10款5項1目の社会教育総務費なのですが、説明欄02、市青年連合会の補助金が14万円減額になっていますけれども、通常50万円近く予算が組まれていると思うのですが、コロナの影響で減額になっているのか。別の理由で減額になっているのか、その辺をお伺いします。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 説明欄、社会教育事務運営費の市青年連合会補助金でございますけれども、上里委員おっしゃるように毎年45万6,000円の補助金を交付しておりますけれども、その中で今回コロナの影響がございまして、その中で青年連合会が中頭地区社会教育委員の研修会がありましたけれども、これが中止になったということで、その研修予算が14万円を減額しているということで、補助金を減額しております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今45万円、年間予算がとれていて、その中で研修に行く分の費用の14万円を返納しているのですか、初めから執行していないのですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 中止になるお話がございましたので、その辺を減額して交付しております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 お願いします。10款2項2目、大謝名小学校の森林環境譲与税を使った事業について確認させていただきたいのですが、こちら森林環境譲与税になった基金、新しくできた基金で、それを初めて使った事業と伺っておりますけれども、この基金残高調書を見ますと、森林環境譲与税基金、現在1,012万9,000円ですかね、なっているのですが、積立金が771万8,000円という積立て、年度の。これが毎年積み立てられていく金額になっていくという認識でよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 平安座委員の御質問にお答えします。森林環境譲与税は、御指摘のとおり令和元年度から譲与税という形になっており、これは令和元年度から令和6年度にかけて段階的に譲与額が増えてまいります。例えば令和2年は、おっしゃったように771万8,000円でしたが、令和4年からは998万6,000円、令和6年度以降は1,225万9,000円という形で譲与額が増えていくというふうに試算されております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。では、増えていくということでもありますけれども、当初からまだ使い道がよく分からないという議論がありましたけれども、これをつくるときにですね、今回も森林を使った木材ということで、木工用の本棚を作ったということなのだと思いますけれども、次からまたこういったものに使っていただけると思うのですが、その次の予定とかというのも大体あるのか。これ以外にも何か市のほうとして使う大体の構想ができていて、その辺が分かるのであればお聞きしたいのですが。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 御質疑にお答えします。今回初めて大謝名小学校で本棚を製作させていただくのですが、これを皮切りに普天間小学校の建て替えやあとは保育園の積み木だったりとか、そういったものに広く使えると思います。今全庁的に聞き取りをしながら、どういうふうに使えるのかというのを計画的につくっていきたいと思っていますので、委員の皆様からもしいろいろアドバイスがあればよろしくお願いします。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。これから小学校等でいろいろ使っていくということですので、あまり少ないでしょうかね、木工所とか、木工の棚を作る事業所というのは少ないとは思いますが、宜野湾市内にはあると思います。これは市内優先発注という形でやるのですか。今回は市内事業者だったのか、お答えできるのであればお願いいたします。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 大謝名小学校の図書棚というところの、今回予算が通りましたら、来年1月から業者の選定をスタートする状況でございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。市内にもそういった事業者はありますので、その辺もしっかり優先的にするやり方で進めていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 コロナ対策によって、そういった児童への影響というのをお尋ねしていきたいのですが、教育費の中で各小中学校に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、これが増えている学校と減っている学校があるのですが、新学期からという言い方がいいのか分かりませんが、4月から子供たちの環境というのが、どのように変わってきているのかなと大変気になるのですが、コロナ禍によって生じている、例えば実際に児童が陽性になったという例もあるわけですが、いじめはないのか、あるいはコロナ禍でどのような影響が、今子供たちに出ているのか、課題等があるのか、その辺も把握されていますか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 質疑にお答えいたします。今後大きな問題として、コロナでのいじめ等の報告は上がっておりません。ただし、やはりいろいろな行事等が中止になったり、大会が中止になったりということで、子供たちにはいろいろなことで気を遣っているのかなというお話は学校から報告を受けております。ただ、先ほど申し上げましたが、それによって大きなトラブルに発生したというような事案は、報告は上がっておりません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 家庭環境も多分変わっていると思うのです。アンケート調査というのは、取っているのですか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 学期ごとに定例のいじめアンケート、学校生活で困っていること等はないかというようなアンケートを学期ごとに取っておりますが、特にコロナに関してというようなアンケートは取ってございません。

1 学期の修了後、2 学期の修了に向けて、その辺の学校内の生活において、いじめや何らかの困り事はないかということのアンケートを12月末に実施する予定でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** それは通例行っているアンケートですか。コロナによって人生が変わったという言い方は大げさかもしれないけれども、それぐらい変わっている児童がいるかもしれないと思うので、コロナ禍の影響の中でのアンケートは必要かなと私は思うので、今、子供たちの実態をつかむというような、ぜひ行っていただきたいなと思います。

あと、変わりますけれども、31ページの市民会館のことでお尋ねしたいのですけれども、2款1項8目市民会館費、修繕費194万3,000円計上されていますけれども、この修繕費の内容の説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 御質疑にお答えいたします。市民会館につきましては、築年数がもう38年目となって、老朽化も進んでおりまして、計画に基づいて改修を進めているところではあるのですけれども、その中で維持管理事業の中で修繕費を計上させていただいておりますけれども、これについては、市民会館の大ホールと中央公民館の集会場におきまして、空調機器の一部に不具合がございまして、その不具合に対して修繕を行うということで、今回予算を計上させていただきました。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今あそこに止まっているユニック、あの工事ではないわけですね。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 市民会館は今休館しておりますので、今年度においては、天井落下防止だったり、照明器具の改修を行っておりますので、それに伴う今工事を実施しているところです。それとは別に今回空調機器に不具合があったということで、別に予算を計上させていただいて、今後改修をしたいということでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 市民会館大ホールと2階の中央公民館、多分4月ぐらいから使えない状況だったのかなということで認識しているのですけれども、まだ今は使えない状況ですか。これは今回予算、改修費が計上されているけれども、コロナ禍で使われていないのか、ずっと。それとも今おっしゃるように老朽化に伴って、いろいろなところで傷みが生じているので、それで必要性があって使えないのか、どちらですか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** コロナ禍と影響というよりも、市民会館におきましては、前年度も含めて改修を進めております。当初の予定どおり7月以降から改修を始めておりますので、その改修計画に基づく休館でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** エアコンの修繕期間は、いつからいつまでの予定ですか、成人式はできるのですか。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 今回補正に計上させているのは、これまでの改修計画で実施しているものとは別で、空調機器の不具合があるものということなのです。改修計画に基づいたものと別の改修となりますけれども、今休館については3月まで予定しておりますので、桃原委員がおっしゃるように成人式については、今回はコンベンションの劇場棟のほうで開催する予定となっております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、この修繕費というのは、エアコンとおっしゃいましたけれども、それとはまた別に修繕箇所があって、3月までは大ホールも2階の中央公民館も使えない。ということは、4月以降は両方とも使える見通しなのですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 4月からは開館しますが、まだ今改修を続けておりますので、その令和3年度の、また後半に数か月休館する予定となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 令和3年4月以降の休館予定は、いつまで休館する予定なのですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 令和3年度については、4月から一般開館しますが、その後12月あたりから数か月休館する予定となっております。

○桃原朗 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 令和3年の改修工事につきましては、今現在は先ほど次長が申したように市民会館の大ホール等の工事なのですが、令和3年は舞台の改修が、工事の内容が変わってきますので、令和3年度につきましては、今現在予定ではあるのですが、大ホールの舞台の改修で11月から3月までの予定をしております。また、公民館のほうの舞台の改修もありますので、あちらは1月から3月を予定しております。4月から10月までは市民会館は通常開館して運営する予定ではございますけれども、ちょっと契約の内容が若干変わってくる可能性もあるかと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要は2つ大きな施設なわけ、中央公民館も含めて市民にとっては。今社協もコロナで使えないという状況で、いつからいつまで使えてというのを知りたいのですよ。その資料を頂けませんか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 あくまで予定でございますけれども、改修の工期の予定等も含めた予定等を提出させていただきます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 大ホールと中央公民館、お願いします。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○桃原功 委員 はい。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時50分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時52分)

○桃原朗 委員長 12款公債費、14款予備費については一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料要求だけちょっと3日目質疑になるかどうか分かりませんが、コロナによって、様々予算の補正で計上してきた国の交付金とか、様々あるのですけれども、それも含めて、私ども一般会計当初予算で計上して組んでいた、計画を立てていたイベント等ですね、やっていたのが、補正でもう落とされているのもあるというふうに認識をしているのですけれども、それがどのぐらい、この500億円の一般会計の全体に占める割合というか、金額が今どうなっているのかなというのも、もし把握して、資料として頂けるのであれば、これは何款何款の話ではないのですけれども、全体的な部分で、できないならできないで結構なのですけれども。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 岸本委員の御質疑にお答えします。ただいまの御質疑は、当初予算で計上していた、また予定していた事業、またイベントなどがコロナの感染拡大にどれだけ補正減、もしくは中止等になっているかということですが、かなり範囲が広いです。全てを網羅的にまとめるというのは大変厳しいかと思っておりますので、代表的なもの、そういったものでよろしければ、こちらのほうで主なものということで、説明差し上げたいと思いますけれども、今回補正第7号の審議でございますので、7号の関連ということで、まとめて、代表的なものということで、お示ししたいと思います、いかがでしょうか。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 お願いします。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 提出してまいります。

○桃原朗 委員長 以上でよろしいですね。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時55分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時57分)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第69号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時58分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時58分)

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時58分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年12月10日（木） 2日目

午前10時02分 開議

午後 3時20分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（12名）

総務部次長	多和田 眞満
行政改革推進室長	宮城 恵美
人事課主任主事	米須 アンディー
行政改革推進担当主査	桃原 靖
財政課長	小橋川 陽介
消防次長	又吉 清

人事課長	知花 博史
人事係長	國頭 由紀子
行政改革推進担当主査	中村 誠
企画部次長	泉川 幹夫
市民協働推進課長	金城 美千代
予防課長	大川 正彦

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第82号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第79号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

議案第77号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

第431回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年12月10日（木）第2日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第82号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 議案第82号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
お諮りいたします。議案第82号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第82号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いをいたします。消防次長。

（執行部説明省略）

○**桃原朗 委員長** それでは、質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 質疑させていただきます。これは急速充電器が、要するにワット数が大きくなるということなのですけれども、50キロから200キロワットへ拡大できると。分かるようであればいいのですけれども、50キロワットで現在自動車の充電というのは時間が、200キロになると、どれぐらい短縮されるのか、分かるのであれば伺いたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 予防課長。

○**予防課長** おおむねの時間にはなってきますが、今までの急速充電設備というのがございますが、これについては、大分時間を要します。3時間とか、5時間とか、満充電するまでにはですね。その出力を上げることにより、15分ぐらいで80%、30分と。そういった、おおむねでございますが、そういった時間短縮が図られ、やはり利用者の利便性につなげていこうということでございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。このワット数が大きくなるということは、やはりそれだけ火災とか、大変な事故が起こった場合の、大きくなるということだと思うのですけれども、それで建物から何メートルとかという基準ができる条例だと思うのですけれども、厳しく基準ができた場合、やはり今でも設置個所は少ないと思うのですが、より設置箇所が限られてくるという、この充電できる、設置できる場所が限

られてくるということが考えられるのですけれども、政府のほうはガソリン自動車を令和何年まででしたかね、30年でしたかね、全て廃止する方向性を今打ち出しています。電気とハイブリッド車に全部替えていくという方向性を打ち出していると思うのですが、この急速充電設備というのは、その時代により必要になってくるものだと思いますけれども、設置場所が限られてくるとなると、ちょっと不便と覚えることも想定されるのではないかなと思うのですが、その辺の見解はどうでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 予防課長。

○**予防課長** 平安座委員の御質疑にお答えします。場所が限られてくるという今の質疑でございますが、その辺については、総務省消防庁内におかれまして検討委員会を設けておりますので、その辺で安全性能というのを確認しております。それで、危険性は少ないということで報告を受けながら、さらには利用者のニーズというのは、やはり今後、先ほど平安座委員もおっしゃられているとおりでございますけれども、30年には、そういったガソリン車から電気自動車に切り替えが行われてくるというニーズがございます。その辺から安全性をしっかりと検証された上での、やはりこれからの公共施設とか、商業施設、そしてマンション、そして工場、事務所等というようなニーズは、これからも広まっていくものだと考えております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。よく理解できました。最後に1点だけ。市内で、今現在50キロワットの充電設備が設置されている場所等が分かればお答えいただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 予防課長。

○**予防課長** 質疑にお答えします。50ワット以上の市内への急速充電器の設置という御質疑でございますが、現在1か所、嘉数2丁目ファミリーマート店の駐車場に1基、急速充電設備、現状の20キロワットでございますが、1基市内には設置されている現状でございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。ありがとうございます。よく理解いたしました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 資料を確認させてください。資料の大きい1のウ、変電設備の規制の対象となっており、電気自動車の運転手が充電できないなど不都合が生じるおそれがあると、ちょっとその意味を説明していただけますか、運転手が充電できない不都合があると。

○**桃原朗 委員長** 予防課長。

○**予防課長** 平良委員の質疑にお答えします。ウに表記されております、充電できない等の不都合が生じるおそれがあるということについては、現法令では変電設備という規制がございまして、それについて規制があるのですけれども、変電設備というのは、御存じのとおり、この建物も電気を電柱から引き込んで、変電設備で変電して、この今の電気がついているような設備でございますが、この変電設備については人が入れないように、危険ですので、鍵を締めて入れないように変電設備なのです。それが今の急速充電設備の中で対応していくと、急速充電設備というのは、誰もが気軽にする急速充電設備ですので、その辺で人が触れないというのが、今のところ発生してしまって、それが不都合が生じているために条例改正に出たということです。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今までの50キロワットは充電設備には、変電設備などがあって、簡単には利用できないということなのですか。それが150から200キロに替えると、そうすると変電設備というのはなくなるわけですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 現状も第11条には変電設備、そして第11条の2には急速充電設備ということで、50キロワット以下の規定は現行でございます。それを200キロワットに拡大していくに当たり、そういった今の50キロワットを超えるものは規定がないので、変電設備のほうに入っていくのですが、それを拡大するに当たり、そういった人が触れるような規定に今回改正していくという趣旨でございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今までのものは、変電設備等があって簡単には触れないのだけれども、この50キロから200キロに拡大すると、今のガソリンスタンドみたいに、セルフみたいに自分でぽっとできるようになるということなのですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 今までの現行の規制が50キロワットまでしかないので。それをを超えるものには変電設備の規定が適用される現行規定でございます。ですが、これからの改正によっては200キロワットまで拡大したものについては、気軽に触れる、安全対策を施されている、検証されましたので、自由に触れるという改正となります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 新しく50から200キロのものに関しては、充電しようと思ったら自由に充電できるということに変わるということなのですね。50キロ、これまでのものに関しては、自由にはできなかったと。変電設備の規制があって、簡単には充電できなかったということで理解していいわけですね。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 それを50キロから大きな出力に替えることによって危険性とか、そういうのはなくなる、逆に早く充電できるということのメリットがあるということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 質疑にお答えいたします。この点については、先ほども話したとおり総務省消防庁内で検証された報告書によって報告されておりますので、その中のとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、よくなるということなのですね。今現在50キロワット以下の充電設備が宜野湾市では嘉数に1か所あるということの説明があったのですけれども、これは150から200にしたときには、ほかにも設置する予定はあるのですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 ファミリーマートさんの所有のものですから、その辺はどうなるか分からないのですが、今後は市内、確実にそういった50キロワットを超えるものが増設されてくるというのは想定されます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これはファミリーマートさんのところにあるというのは、ファミリーマートさんが自身で設置をしたということなのですか。それとも行政からつけてくれという形でやっている、ファミリーマートさんのものなのか、また別なところから委託をされているのか分からぬけれども、そういうところから設置をしたのか、どちらなのですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 すみません。急速充電設備の所有者としては、ファミリーマートさんが資金を出して設置しているということで、ファミリーマートグループ、沖縄県、かなりございますが、そういった各店舗に設置されている状況です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 給油所みたいな感じですよ。ファミリーマートとか、一般家庭でもやろうとしたらできるということですか、一般家庭でも。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 一般家庭については、普通充電設備ということで、今回の急速充電、家庭におかれましては普通充電という言葉を用いまして、200ボルト、100ボルトを使用して、少々時間はかかりますが、そういった値段が、ランク下のものが、普通充電設備として家庭でも設置はできます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今回のものは急速充電ということで、これは家庭の設置ではできないわけですね。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 家庭では、できないというよりは、かなり高額なものですので、家庭でそういった高額なものをつけてやるというのは不都合というか、急速充電設備については、高速道路のパーキングエリアやサービスエリア、あるいは商業施設等、そういったものが急いで充電されるというような設定です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちなみに県内で何か所ぐらい分かかりますか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 これは電気自動車の任意の協議会ではございますが、その協議会の現在の統計資料からは、沖縄県には急速充電設備が72か所、そして商業施設とかにも普通充電がついているのですけれども、この普通充電設備が104か所という現在の状況です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ありがとうございます。これは電気自動車に適用、対応するものだと思うのですが、ハイブリッドにも対応可能なのですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 電気自動車のほうもありますけれども、最近出ていますハイブリッド車、ハイブリッドのプラグイン、プラグインハイブリッドという名前のついている、プラグで差せるもの、そういった機能の高い今プラグインハイブリッドというものには対応しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ハイブリッドの中でも電池式がありますよね、それと別に今言ったものであれば、この急速充電設備というのは使えるということですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 はい。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。資料をありがとうございます。ちょっと確認したいのは、防火という観点から、事故が起こらないように、こういう急速充電をする機械そのもの、老朽化してから、そういうのが出てくる可能性はあるにしても、新しいのは大丈夫だと思うのですけれども、そこを管理する、この条例の中にも周辺は清掃に努めることとか書いてあるのですけれども、普通だと家庭内というか、会社であっても防火の責任者とか、そういう人を置いて登録とか、申請とかやることも想定されるのですけれども、想定というか、私は思っているのですけれども、この急速充電器そのものに、そういう配慮というか、注意というか、そういうのはやる必要はない機械なのですか、充電器なのですか。

例えば水に弱いとか、雨が降ってきたときにどうか、屋外に出している場合には、こういうものは全部クリアしている、そういう機械ということなのか。そこら辺のことは注意したり、指導したりするのが消防の役目だというふうに思っているのですけれども、そういう懸念とか、そういうものは一切今のところは技術的なことで完璧に出来上がっているものだから、大丈夫ですという認識なのですか。

それからまた、さっき言った店舗の責任者みたいな方が常に確認をしていかななくてはいけないものなのか、この辺がちょっとよく見えないのですけれども。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 岸本委員の御質疑にお答えします。防火安全性、安全の質疑でございますが、今回の50キロから200キロワットに拡大したことにより、先ほど新旧対照表で説明したとおり、第44条の11号で届出が事務化になりました、今回新設で。それに伴いまして、消防に届出がされます。そういうことによって消防が現場に行って検査してオーケーを出して使用が開始されるということと、さらに今回の第11条の2の改正に伴いまして、安全性ということが、先ほどから申されておりますが、いろいろな安全性が追加されています。第11条の2の基準に従って消防が安全性を確認して使用開始させるというような、安全性については流れになっております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 こういう箇所、こういう設備がどんどん普及をしていったとに、皆さんの役割とか、それからまたお仕事とかというのが、ちょっと今までと違う役割の仕事がやってくるのかなというふうなことを想定するのですけれども、これについてはどのようにお考えですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 質疑にお答えします。委員おっしゃるとおり、確かに第44条の届出ということは、今回は第11号の届出がありました、第1号からずらっと第14号ぐらいあります。届出が、今後普及に伴い増加し、多少業務に負担がかかってくると思っております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 資料がありますよね、資料で、先ほど1番の火災予防条例第11条の2、急速充電設備の規定に関しては、およそ理解していますけれども、この2とある、下の。2とある火災予防条例第35条の劇場等の客席についての改正、これは上の第11条と関連しているのかどうか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。ただいまの御質疑は、予防課資料、大きな2、火災予防条例第35条、劇場等の客席について御質疑だというふうに認識してございますが、これについては、今回の急速充電設備とは関係はなく、第35条の客席等に関して、立ち見席の奥行き、通常であれば2.4メートルのところ、小数点が抜け落ち、現状では24メートルになっているといったところを今回全部改正するものでございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 関連はない……

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員 一緒に改正するのもおかしいような気もするけれども、その辺は関連しているのかな。例えば第11条の2と第35条。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 全く関連はしてございません。

(「小数点が抜けていただけ」という者あり)

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 内容的には分かります。小数点が抜けて、24メートルのところ2.4メートルに変更したと。ちょっとなぜかなと。その上の例に建物から3メートルの、今の2番目ぐらいに、2行目、建物から3メートルの離隔距離の確保、それと関連しているのかなというのもあって、これは全く関連していないですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 まず、1点目の御質疑で、今回の火災予防条例第11条の2の急速充電設備とは全く関連しておりません。それで、この火災予防条例第35条、劇場等の客席の小数点の抜け落ちについて少し経緯を御説明いたします。

今回、今年度劇場等の新築工事の協議がございました。真志喜の劇場等の新築工事の協議がございまして、その問合せにより、改めて確認したところ、小数点の抜け落ちを把握させていただいてございましたので、今回の火災予防条例と一緒に改正した次第でございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 今理解しました。説明しないと、関連しているのかなと思ったところなのです。ですから、19ページに、この条例は、第11条の2のほうは、令和3年4月1日から施行するとなっておりますけれども、これに対して第35条の改正は公布の日からと2種類、内容もまた変わって、そういう時期ということなのですよね。今回改正しないと、先ほど言った、劇場等が間に合わないというか、そういうことですか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 質疑にお答えします。消防としては、分かった時点で本来は改正するのが筋でございますが、

今回このように市内に劇場等が建築、建て替えが計画されているので、その時期がちょうど合っているので、早めに改正しておいたほうが良いという判断で、今回の急速充電設備の改正に「等」という言葉をつけまして、ちょっと早めに改正したいという考えで入れてあります。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 これは私個人的には、本当は別個の提案ではないかなと今感じたところでは、内容も違うし、関連をしないし、本来は議案としては、それぞれ別の議案として出すのが筋ではないかなと思っているのですけれども、それは次の課題にしましょう。よろしいです。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○知名康司 委員 はい。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 すみません。少し整理させてください。宜野湾市でも先ほど言ったファミリーマートの駐車場内に設置されている。普通充電器の20キロワットだったと思うのですけれども、そのときには、今まで消防の検査確認というのは必要なかったということでしょうか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 質疑にお答えします。現行法令では、50キロワットまでの現行基準が第11条の2にございまして、その項目については、届出義務はございませんでした。ですので、消防が検査するというのはありませんでした。補足しますが、ファミリーマートのは20キロワットですけれども、普通充電ではなくて急速充電式ですので。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ごめんなさい。では、ファミリーマートに設置されている20キロワットの急速充電設備は、確認はしなくてよかったということですか。今からは50キロ以上は確認していく、消防の確認が必要だという認識でよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 予防課長。

○予防課長 委員のおっしゃるとおり、今からは50キロワットを超えるものが届出義務がございます。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○知念秀明 委員 はい。以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第82号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時36分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時39分)

【議題】

議案第79号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 議案第79号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第79号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第79号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がございましたら、お願いをいたします。企画部次長。

（執行部説明省略）

○桃原朗 委員長 では、質疑がございましたら、挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 資料を頂いても、資料を見ても、なかなか分かりにくい。もう少しこの議案第79号の、要は議案審議での新旧対照表を見ても備考欄には字句の改めとなっておりますけれども、市民から見て、その地方税法が金銭的に変動するののかというのを知りたいのですよ。負担になるのか、あるいは軽減がされるのか、それとも変わらないのか、単なる字句の改めだけなのか、その辺の説明をいただけませんか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑についてお答えいたします。今回の条例改正については、令和2年度の税制改正が国のほうでございまして、納税環境整備のために市中金利の実勢を踏まえて、国の租税特別措置法が改正されております。

この租税特別措置法も令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税等の割合の引下げに加えて、計算の前提となる割合というのが、新たに平均貸付割合として規定されております。この改正と同様の趣旨の改正が地方税法についても行われております。

この地方税法の改正に基づく市税条例の改正については、せんだって令和2年9月定例会において条例改正がなされておまして、この割合のほうも引下げが0.5%行われていたかと存じます。

今回の改正は、市税条例ではなくて、税外条例に関する条例改正になっておまして、今回は宜野湾市督促手数料及び延滞金徴収条例、水道事業給水条例、市営住宅設置及び管理条例、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例をまとめて改正する内容となっております。

それで、今回は延滞金についての条例改正になっておまして、今回この延滞金の率自体は変わってはございませんが、今回この名称のほうで、今まで特例基準割合という名称を使っていたものが、延滞金特例基準割合という名称に変更されておまして、計算の前提になる割合も、今までの文言から平均貸付割合という形で、地方税法に合う形での改正となっております。基本的には字句の改正が主なものとなっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 国の改正、母法の改正により地方自治体の、そういう条例等も改正、市民にとっては、増額も減額もなし、変わらないということで理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 先ほども申し上げたとおりなのですが、地方税に関する還付加算金であるとか、あと納税の猶予、納期限の延長といった場合についての税率は引下げが行われております。ただし、この延滞金については、遅延利息としての性格、それから滞納を防止する観点から、その水準は、そのままとされておまして、今回は字句の改めがメインのものとなっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。そうであれば、前にも言ったかもしれないけれども、提案理由があるではないですか。提案理由で地方税法の改正によって変えるのだよということであるのですが、今おっしゃったことが、例えば文言になっていけば、こうやって聞く必要もないので、資料として、こうやって一応出されてはいますけれども、市民、国民には金銭的な変動はなしというような書き方をしてくれば丁寧かなというふうに思います。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 資料の2番の、またからですね、0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とするという文言があるのですが、これも変わっていないということなのですか。これは0.1%未満のものはどういう形でやっていたのかそれをちょっと教えてください。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 今回この平均貸付割合でございますが、以前、特例基準割合という文言を使っておりました。この特例基準割合というのが各年の前々年の10月から前年の9月までの銀行の新規の短期貸出約定平均金利、これの合計を12で割った割合、これに1%の割合を加算するというのが特例基準割合であります。今回は平均貸付割合という言葉に変わっておりますが、こちらは各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を12で割った割合として財務大臣が告示するという形で変更がなされております。基本的には、財務大臣が告示する割合になったということで、この割合が仮に0.1%未満の場合は0.1%とするという改正になっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よく分からないのだけれども、結局これまでと変わらないということでいいですか。0.1%未満であったものは、その未満のものでの計算なのか、これはずっと同じで0.1%で計算された。であれば変わらないわけですよ。これまでと変わらないということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 今回の延滞金の改正については、水準を維持するものでございますので、基本的には変わらないものと理解しております。

○平良眞一 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第79号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
当局の皆さん、お疲れさまでした。10分間休憩いたしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前10時48分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時00分)

【議題】

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情を議題といたします。
本件に対する質疑を許します。

今回の陳情第44号は、現在制定に向けて検討中の宜野湾市男女共同参画推進条例について、6月定例会で示された議会の意思が、逐条解説等に反映されていないので、議会の意思を尊重し、県内他市と同様の内容としてほしいとの内容となっております。

同陳情の審議に当たっては、まず当局より同条例の現在の検討状況について伺い、その後質疑を行ってまいります。

それでは、当局より御説明をお願いいたします。企画部次長。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** 御質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** よろしくお願ひします。今回は、陳情に対する質疑になりますけれども、陳情書の陳情部分を読ませていただきまして、さきの宜野湾市議会の議決があつたにもかかわらず、またすぐに条例案として出してきた、要するに議会の議決があまりにも軽んじられていると言わざるを得ませんという言葉がありますけれども、私もある意味、前回否決のほうをしましたけれども、また否決されたものが、すぐ諮問会議に諮問を要請するという行動自体、まずどのようにお考えになっているか、お伺ひしたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この陳情の中でも、確かに議会で否決されて、その後すぐに上げるのはどうかという趣旨のものが書かれておりますけれども、今回出されている男女共同参画推進条例ということで、11市の中で、唯一、この男女共同参画推進条例が制定されていないのが宜野湾市でございます。基本法が1999年にやってから約20年間の中で、県も2003年だと思いますけれども、いろいろ策定してからも、宜野湾市はまだその条例がないということもあります。

あと、はごろもぷらんの中でも、その施策の中でも条例制定という文言をうたっていますので、やはりこ

の男女共同参画するものについては条例が必要だということで、今3月の上程に向けて、今取組をしている状況でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。また、宜野湾市議会で否決された内容を新たに加えられた逐条解説というのが登場したというふうな、陳情でうたわれておりますけれども、逐条解説をつけられた理由と、あと逐条解説は、要するにこの条例と同等の位置づけになるのか、法的な件に関して聞きたいのですけれども、逐条解説も条例案と一緒に議会へ提出するのか。要するにどういう位置づけになるのか、法的には。その辺までちょっと確認をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** まず、逐条解説については、これは行政側が解釈ということで、前回の議案第21号が少し分かりにくいと、表現も分かりにくいというところの御指摘も議会の中であったかと記憶してございます。それもありまして、今回は市民にできるだけ分かりやすく、その解釈についても示していきたいと。全ての人、市民全員入っていますよということも、意味合いとして、この内容を載せてパブリックコメントを行ったほうがいいのではないかとということで、今回やっています。

先ほど平安座委員からありましたけれども、あくまで逐条解説は、その解釈でありますので、議案提出の際は一緒にすることはなく、これはあくまで条例は条例として上げたいということで、今のところ検討しているところでございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、陳情書のパブリックコメント公募期間中に1,360筆の署名を集めたとありましたけれども、こちら署名は市内の方だったのですか、市外、要するに県外まで入っていたのか、分かるのであれば伺いたい。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この手交の際に、この前、陳情者の方から市内の方の1,360筆ですという報告があったのですが、中身を確認すると、市外の方の署名もあって、そのときに、渡したときに、その後事務局で確認すると、市外の方も含まれておりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 割合はどうでしたか。市外はどれぐらいとかというのは把握していますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 割合、パーセンテージまでは、まだちょっと集計はできていませんけれども、大方市内の方でありましたけれども、全てという表現がちょっとあったものですから、それについて、ちょっと確認をして、市外の方がいたということで確認してございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 次に、パブリックコメントの件について、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、172件のパブリックコメントが今回届いたと。そちらのパブリックコメントの内容等は後から資料として頂きたいのですけれども、それは可能ですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○企画部次長 パブリックコメントの結果、本市の考え方とか載せているものが、今ホームページのほうに出させてもらっていますので、そこを後でお渡しすることも可能ですけれども、そのホームページで確認することも可能となっております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ホームページでも見られるということですから、資料として出せるのであれば出していただきたいということと、あとパブリックコメント、これはパブリックコメント要綱というのが、要領でしたっけ、企画部のほうであったと思うのですけれども、そちらには市内在住で住所、氏名と書かれてあります。あと、市内事業者、市内に関係する事業者、あともう一つ、利害関係を有する人たちという文言が多分あったと思うのですけれども、その利害関係を有する人たちというのをもう一度説明いただきたいのと、本件のこのパブリックコメント、172件には、その利害関係を有する人たちというのにも含まれているのか、市内の、要するに市民ではなく、要するに事業者等、利害関係というのをちょっと説明していただきたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 まず、先ほど平安座委員からありました、先ほどの実施計画の結果を資料として提供できるのかということについては提供していきたいというふうに考えております。

先ほどパブリックコメントの内容で、私たちが御意見という形で出されているものの中に、まず1、意見を提出できる方ということで、市内に住所を有する方、有する者、あとは2、市内に住所または事業所、3に市内の事業所に勤務する者という形で書かれて、4のほうにパブリックコメントに利害関係という形になっているのですけれども、この利害関係の主な内容については、専門学校生とか、宜野湾市内に通われている学生さんも御意見をいただきたいということは、前年度、前の議案第21号のときも、そのような内容だということで、お聞きしていますので、今回の意見を聴取する際も、この内容で意見を聴取したところでございます。

それで、この1から4の該当者については、全部で160件ありました。先ほど172件という表現をしましたが、意見として住所の記載がないとかありましたが、それが12件ありましたので、今回の意見については、意見がありましたということで、172件ということで、このパブリックコメントの集計、ここでは受付意見数という形でまとめさせていただいております。以上です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。ありがとうございました。では、受付が、正式には160件あって、160件の中に利害関係者というのは、先ほど御説明いただきましたが、それ以外の利害関係というのはないのか。なぜかという、実はこの条例案は、全ての人という言葉がたくさん使われていまして、要するに条例に関わる利害関係として、全ての人ということに捉えられることも考えられるわけですから、宜野湾市の条例ですが、全ての人が対象になる、要するに条例案の中身になっていたんで、例えば利害関係、この条例の利害関係として、全ての人も、確かに利害関係に当たるのかなという思いがあるものですから、そういったことも、この受付をしたパブコメの中には入っていますか、入っていませんか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 この利害関係という書き方の中で、結局当の本人、これで利害関係ですかという確認のどこ

ろは行っておりません。当然先ほど言ったように住所で判断をしたりとか、丸をつけたりする部分、市内に住所があれば、そこに丸をつけていますので、そういった形で4のほうに丸をつけた方が利害関係というふうに集約をさせていただいております。そういった記載がない、住所も何もないということについては、先ほど御説明しましたが、それが12件ありまして、それを全て含めて172件というふうに集計させていただいております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** よく分かりました。最後に1点だけ。今日の朝の新聞報道で、当局の方のコメントとして載っておりました。先ほど条例案の中身については、まだ諮問会議でやっている最中ということでありましたが、この新聞報道の中身を見ますと、そのままの条例案を提出する予定だというふうに私は捉えましたが、その辺に関しての見解はどうでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 新聞報道でも当然ありますけれども、今一つの方法として、パブコメの案をして、何らかの附帯決議をつけることも検討しているということのコメントは聞いていますけれども、そのまま上げて附帯決議をつけるのか、それとも文言を一部修正するのかということについては、審議会のほうの決定として、まだ事務局のほうには報告がございませんので、これから調整をして、男女共同参画会議は年末までに答申を行いたいというふうに考えているということは聞いていますので、そのまま上げるのかということについても確認はしていきたいというふうに考えてございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** であるのであれば、市当局の人が早勝手にそういうことを新聞報道にコメントしたということでもいいのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 受け取り方だと思いますけれども、男女共同参画会議の中では、そのまま上げて附帯決議をつけたほうがいいのではないかと案と、もう一つは、やはり文言修正をする必要があるのではないかとということも出てきております。これが委員の中でも、今かなりの意見の交換があって、ここで行きますということは、私たち事務局の中では当然課長もそうですけれども、そのような形で伝えたというふうに思っているのですけれども、新聞の、あくまで方向とかという形ですので、これがどのような形で男女共同参画会議の中で上がってくるかということについては、事務局でこう上げますよということは、コメントは差し控えたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** では、まだ決まっていないということで認識しました。決まっていないというのであれば、誤解を新聞社に与えるような発言は差し控えていただきたいというのと、そういうふうにとられていますので、その辺はよく担当部署の中で話し合っていただきたいなと。よろしくお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** お疲れさまです。今、陳情が議会のほうに上がっているのですけれども、当局、また市長宛てに要請とかといったものがあつたのかどうか、お聞きします。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○企画部次長 今回この陳情に関するものについては、11月2日に要請文手交という形で、副市長のほうで対応させていただきました。ちょっとそのときは市長の体調が芳しくなかったものですから、副市長のほうで対応させていただいたという内容でございます。以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 11月2日に要請があったと。この陳情の中にある、先ほどあった署名1,360筆、それを集めたときに、その集める方法の中で案内文があると思うのですが、この案内文というのは、当局のほうは把握されているのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 これは要請文の中に呼びかけ文というものは一緒に記載されたものがつけられて、こちらの署名という形では来ています。ただ、この署名の集め方の方法については、確認は取れていません。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。この呼びかけ文というのも、私たちが判断するのには必要だと思いますので、呼びかけ文を私たち議会のほうに提出できますか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 これは議会事務局のほうに確認なのですが、この陳情書とは別に私たち事務局は、前に知念秀明委員もおっしゃったのですが、呼びかけ文も一緒に出されているという認識だったのですが、これは提出がないでしょうか。

(「ないです」という者あり)

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 呼びかけ文、事務局のほうには提出されていますけれども、この委員会のほうで必要があるということであれば提出することは可能です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 提出のほうをよろしく願いいたします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 では、提出していきたいと思います。

○知念秀明 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私も今の資料要求はやろうと思っていました。陳情書を見ても、どういった中身の、具体的な、いわゆる6月議会で議案を否決した、この原案と比べて、どこがどうなのかというふうなことも、ちょっと具体的に分からない部分があります。だから、それで求めていますので、よろしくお願いします。

それから、もう一つ、先ほどパブリックコメントの、これは今日、私も今朝ダウンロードして持っていますのですが、このパブリックコメント、普通こういう、これまで条例案とか、様々こういう形でパブリックコメントのまとめ方をするのだらうなというふうには思うのですが、ただ例えばですよ、このパブリックコメントの実施結果と本市の考え方についてとありますけれども、意見の趣旨ということで、趣旨って書いてあるのです。

例えば第2条の定義、多様性のところで、逐条解説に性的指向などを含むことへ反対とあるのですけれど

も、これは全文ではないと思います。それから、下のほうに多様性に反対と書いてあるのですけれども、これも文章がちょっと紋切り型になっていますので、その下の多様性の定義に疑義とあるのですけれども、そういう文章というのですか、原文といいますか、市民からの声というのが、皆さんは、そういうまとめ方をしたのでしょけれども、解釈をしてコメントを右側につけるという手法を取っていますけれども、ここの部分ですね、我々に資料として、この160何名かの住所がないものというのは、実際にはパブリックコメントとしては挙げられない部分があると思うのですけれども、どういう文章だったのかということだね。もしかしたら、あまりつじつまの合わない文章であったりする場合もあるのかなって想像するのですけれども、こういうまとめ方も対市民に対しては報告、分かりやすいようにやるのも結構ですけれども、できればストレートな文章が、意見を見せていただければと思うのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** こういうふうにはパブリックコメントをやったのは、実際に多様性に反対ですとか、多様性の定義に疑義というような言葉も実際に含まれております。ただ、その全ての、全文を載せるわけにはいきませんので、主に使われていた用語をまとめて、これは意見が多かった部分のほうから用語をまとめて入れております。

ただ、読む中で、どうしても住所、氏名、例えば隠したとしても、この言葉の表現とかの中の、この文章から個人が特定されるおそれもあるようなものもあります、正直。ですので、そういったことも踏まえて、情報の、意見をいただいた形のものも全てを出すことはできませんので、このようにパブリックコメントをまとめてさせていただいたということでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** こういう紋切り型の、例えば意見の趣旨にして、こっちの宜野湾市の考え方は、皆さんは分かっているから、こういうつくり方、要するに丁寧に書いているのか、答えているのかという部分が、判断ができない部分があるのです。

それと、基本的に人権のことについて意見がある場合、これは賛成です、反対ですということが、こういう議論になじむのかどうなのかというのを、私は基本的にはそこをあれなのですよ、疑問なのです。当局は、ありのままを書いて出せば、皆さんの責任にはならないと思いますけれども、こういう要約をして、勝手に解釈をしてという部分も、もしかしたらあるのかなと思ったりするのです。これは公表ができなければ審議会の方々にはちゃんとそこは情報提供して、こういう意見がありましたというのを、判断ができることをちゃんとももらいたいなというふうに思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回の意見のことについては、確かに岸本委員がおっしゃるように、私たちは要するに反対とか、賛成とかということをお聞きしているわけではなく、この条例をつくる中で、こういった、例えば責務とか、いろいろ書いていますけれども、こういった意見もありました。責務としてさせるべきだろうかとか、そういった意見もありました。ですから、やはり反対、賛成ではなくて、私たちは、この条文に対して、皆さんの意見をということを基にまとめさせていただいたことでございます。

あと、当然審議会のほうにも、そういった意見のことについては、確認をしていって、これを見て、最終的に答申として、どのような形で出てくるのかということを確認していきたいと考えております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 皆さんから見て、今の陳情の、いわゆる内容と、それからこのパブリックコメントといいますか、市民からの御意見、172名の方々が意見をしました。その中で住所を書いてくださいねというのに住所を書いていないというのもあったという報告がありましたけれども、それは別として、この172名の方々の意見の中で、やはり先回の6月の原案条例に賛成、反対という観点からの、恐らく陳情であったり、その意見であったりというふうなことになると思っていますのですけれども、そういう面で、先ほどの署名活動の趣旨、どうやってお願いをしたのかという、そこと、それから意見の部分を、できれば我々議員が、みんなどういったものがあるのだろうか、これは随分省略したのではないかなと、161名の部分は、重複している部分もありますので、この重複している部分も割愛をしましたとか、何かそれもよく分からない。皆さんの勝手な判断で、要するにまとめましたというふうに私は見えるのですよ。

ただ、そこが憲法や、それから法律や、そういう部分に抵触するような意見もあったのかどうなのかというのが、これがちょっとよく分からないのです。これは可もなく不可もなくというふうな形で、要するに公表しているというふうに見えるのですけれども、そこが我々のまた判断や、それからまた認識や、それからまたしていく場合の材料にちょっとなりにくいというふうな感じがしてしょうがないのですけれども、この辺はちょっといかがですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 基本的に、これは意見の集約ですので、意見が多かったことを載せてはいるのですけれども、基本的に先ほどこの意見をやったときに反対だとか、賛成だとかというところが、主立ったものについては、基本的には載せていません。やはりそういったものも多数ございました。ただ、これは反対か、賛成かを聞いているわけではないので、この条例に対してどのような意見があるかというところですので、反対とか、賛成とかという数のものが多かったことも事実です。

ですから、そういったことが端的に書かれている部分については、ここで賛成が幾つですとかということには、このパブリックコメントの集計としてはそぐわないのではないということから、意見として上がってきたものを集約してお見せしているというふうなことで、御理解いただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 最後に、先ほど平安座委員も確認していましたが、審議会の判断、最終的な判断によって、これは諮問ですよ、市長がどう判断して上程をするかという。そこで、皆さんは事務局ですから、私たちは、これが原案になりますとは言えないというふうな説明だと思うのですけれども、大体時期的にはいつ頃になるのか、そこら辺を、審議会の動向にもよると思うのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 先ほど御説明しましたが、男女共同参画の答申は年内を予定しているというふうに聞いております。それを受けて事務局としては、来年に、答申を受けた後に推進本部会議、これは部長クラスの会議がありますけれども、そこでお諮りをして上程に向けて行くと。ですから、答申を受けて、その後庁内の会議体を経て、3月の議会といいましても2月の末のほうから始まると思いますので、やはり1月の中旬までには庁内の会議も経て、例規審査委員会という手続も踏まないといけませんので、そこに上げたいというふうに事務局としては考えております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」「ちょっと確認」という者あり)

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません。先ほどの資料提供は、今日中がよろしいのでしょうか。

(「もし可能であれば今日中に頂きたいと思います」という者あり)

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 では、資料提供したいと思います。よろしくお願いします。

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第44号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時35分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時38分)

【議題】

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

○桃原朗 委員長 次に、陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加についてを議題といたします。

事務局、大城君。

○事務局 皆様、陳情書をお手元にお持ちでしょうか。

(「はい」という者あり)

○事務局 これにつきましては、陳情書を御覧いただければ分かるかと思いますが、中華民国(台湾)のほうは現在世界保健機関への参加を認められていないということで、コロナウイルス対策としても台湾のほうは先進的な取組を行っているということで、ぜひ台湾にもWHO等に入っていて、世界一体となって取り組んでいきたいということで、国際組織、WHO等の国際組織へ入れるよう意見書を提出していただきたいという内容となっております。

ちなみに県内他市の状況を確認させていただいたのですが、こういった要請の陳情文が来ている議会が、豊見城市、南城市、宮古島市に来ておりまして……

(何事かという者あり)

○事務局 3市です。豊見城市、南城市、宮古島市の3市に来ていまして、ただこちらのほう、来ていたのですが、結局配付どまりとなっているようです。ただ糸満市さんのほうは文書ではなくて、直接的に台湾と姉妹都市のところがあるのか、直接的に要請を受けて、それを受けて8月の臨時会で可決されております。あと沖縄県のほうが、現在9月定例会で意見書のほうは可決されております。他市と県の動きについ

ては、現在以上になっています。この取扱いについては、議員の皆様で協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 今、事務局より説明がありましたが、糸満市の内容というのはどのようなものですか。

○**事務局** 意見書、台湾のほうがWHOに加入できるようにはかってほしいということで、国のほう、総理大臣、外務大臣等に意見書のほうが出されています。

○**桃原朗 委員長** 何か御意見ありますか。石川慶委員。

○**石川慶 委員** すみません。これは一番最後のほうに他議会の意見書とあるのですけれども、何ですか。

○**桃原朗 委員長** 事務局、大城君。

○**事務局** こちらのほう、参考に他議会の、県外なののですけれども、意見書の例文がついております。すみません。

○**石川慶 委員** これは配付されていない。

○**桃原朗 委員長** 事務局、大城君。

○**事務局** そうです。

○**石川慶 委員** せっかくだから配付しては。

○**桃原朗 委員長** 事務局、大城君。

○**事務局** そうです。すみません。

○**桃原朗 委員長** 今、質疑をしながら、どういう方向性でいくかというのは見えていないので、継続にしながら、この辺ちょっと調査したらどうかというふうに私としては思うのですが、皆さん、いかがでしょうか。石川慶委員。

○**石川慶 委員** いいと思うのですけれども、そのためにも未配付の書類というか、それもぜひ出してください。

○**桃原朗 委員長** 事務局、大城君。

○**事務局** では、参考の資料、意見書の文案、県や糸満市の分も含めて提出させていただきます。

○**桃原朗 委員長** 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の陳情第40号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情を議題といたします。

事務局より新聞等の資料ということで、皆さんに配付いたします。

(資料配付)

○事務局 事務局より、今お配りしました資料につきまして、ちょっと説明のほうをさせていただきます。

令和2年11月27日付、沖縄タイムスさんの記事がございまして、また琉球新報さんのほうにも同じような内容で記載がございました。首里城のほう、今現在首里城復元に向けた技術検討委員会のほうが、国のほうで行われておりますけれども、その委員会のほうで、現在構造材につきましては、記事のほうにございますけれども、国産品を中心に調達することが決まっているということで、その中の一部を県内、県産の材木を使って行っていくという内容で進められているようでございます。

台湾産ヒノキについては、今のところ、国の委員会のほうでは、特に検討はされていないようでございます。情報提供ということで、御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは結論を出してもいいと思うのですけれども、継続にしたらどうですか。

○桃原朗 委員長 では、今、岸本委員より継続して現状、推移を見守るという形のほうがよろしいのではないかと声だと思っておりますけれども、継続という形でよろしいですか。

（「はい」という者あり）

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第34号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時45分）

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後2時02分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第77号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 議案第77号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第77号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第77号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明等がございましたら、お願いをいたします。人事課長。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** では、質疑がございましたら、挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 本会議でも資料を要求して、育休等の資料を提出いただきました。ありがとうございました。新旧対照表を見ているのですけれども、現行と改正案を比較しているのですけれども、かなり改正案のほうに追加がされていると思っています。新設が多いですね。それで、私が要求した資料以外に皆さんが提供された資料もありましたっけ。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 議案説明会の際に桃原委員のほうから要求が、まとめた概要をいただきたいというような旨、お話がありまして、11月の末、26日に概要をまとめた1枚紙の資料を差し上げたかと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ありました。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** こちらにある改正内容の概要を条文化していくと、若干追加が出てくるというような形でございます。条文的には追加がありますので、大きな改正のように見えてしまうのですが、内容的には、この内容の域を超えませんので、こちらの資料を参照いただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 提出が12月1日に提出いただいた皆さんの資料からすると、育児休業等の法律に基づいて育児短時間勤務制度を設けるということであるので、この育児短時間勤務制度というのを、すみませんが、かいつまんでもう一度説明いただけませんか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 育児短時間勤務制度につきましては、小学校就学前の子を養育する職員、基本的には正職員でございますが、正職員につきまして、柔軟に勤務時間を選択できるように、国の法律に準じまして4つの勤務時間が選択できるような形で、今回条例案を提出させていただくものでございます。

では、4つの時間帯は、こういったものなのかといいますと、1日当たりに、例えば3時間55分、4時間当たりを週5日のパターン、それと1日当たり5時間、4時間55分、5時間を週5日のパターン、もしくはフルタイムを週3日のパターン、それとフルタイム週2日を、これは8時間45分を週2日と4時間、半日を1日というパターン、4つの選択ができるような形、これは国並びに県及び他市に準じた形の内容となっております。

この制度の意義としましては、これは私どもの制度の中で育児休業制度、つまり現行の制度の中でも育児休業制度、部分休業制度等現行の制度がございまして、それと年休とを掛け合いながら産後休暇、育児休暇等を利用しながら、皆様、これで対応していただいたところでございますが、多様な働き方を選択できるように進めていたという考えもございまして、例えば仮にハンディを持ったお子さんを育児しなければならないとなった場合、デイケア等々利用されている場合、事業所によっては迎えに行かなければいけないパターンもあったりすることもあるかと思いますが。様々な働き方、選択肢を確保するという上で、今回ぜひとも

整理すべきだというふうに判断いたしまして、今回改正案を提案させていただいているところでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この提案によって職員の立場に立つと、やはり気軽に、気軽にという言い方が適正かどうか分からないけれども、取りやすくなるということなのか。頼んでいれば普通に取れると思うのですけれども、こういうふうに、では選択肢が広がったということですか、取る上で。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 これまでの制度でも対応できないことはなかったのですが、先ほど申し上げたように多様な働き方を確保し、整備する中で、職員の人材の流出も、子供のために尽くしたいという選択肢を取られる職員も中にはこれまでもあったかと思います、私たちが気づかない中で。ただ、今後働き方、また人材の確保の面からも、これまで積み上げてきたスキルを流出してしまうというのは非常に組織として問題があるというところがございますので、そういった部分も勘案しつつ、職員の働きやすい環境を確保しつつ、人材の流出も防ぎつつ、組織としてのサービスの低下を招かないような体制づくりが必要ではないかということも踏まえまして、今回の条例案を整理させていただいております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうしますと、これは宜野湾市だけではなくて、他地方公共団体、あるいは国、県も同様に、このような提案になるわけですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 他市の皆様も制定をされております。国並びに県においても先んじて整備されておりますので、私どもちょっと遅ればせながらではございますが、今回整理をさせていただきたいというところでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは正規職員と会計年度任用職員も該当するかどうか、その辺はいかがですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 こちらの制度につきましては、国においても、県においても、市においても、基本的には正規職員を対象としたものでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、もし会計年度任用職員が、こういう事象になった場合には、これまでどおりの規定で対応するということですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 会計年度任用職員につきましては、今現在はパートタイム、若干短い時間帯となっておりますが、ただシフトの調整なども含めて、組織と相談しながら対応はできるものと理解しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 本会議で要求した資料、1.3という番号なのですが、これからすると育児休業が、令和2年度が24名取得されているということなのですが、新しい提案によって入っていった場合には、この辺の数というのは、特に変わらないということなのですよ、取るという点においては、数字の推移というのは。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** こちら桃原委員が上程案件質疑の際に要求された、こちらの資料につきましては、産前産後から産休、育休並びに病気休暇、長期の療養休暇の対象の方でございまして、今回の育児休業等に関する条例の中の、今回の条例対象の方とは、ちょっと別途、この働き方の選択、先ほど4つの時間帯を選択できるような形で、職員の働きやすい環境を確保したいということで、お示しさせていただいていますけれども、この内容と、こちらの対象がちょっと……。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 完全育児休業ということですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** そうです。育児休業並びに産前産後休暇、病気、例えば身体的、内科的なもの、外科的なもの、等の療養を取得したと、の4月1日時点の取得者の状況の資料になります。ですが、今回この整理したとして、過去に、こういう制度があるはずだけれども、うちではないのかという問合せ等も何度か受けておりますので、そういった部分も含めて、今後極端に増えることはないかと思っておりますけれども、選択肢は確保したいというところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、私は育児休暇の24名だけ見て質疑をしたのですがけれども、要は、これも完全休業、完全育児休業という方法で、これとはまた別に気軽に選択をして、いわゆる①から④までの中で選択をして、そうすると、この令和2年度だけ見ると、24プラス、この①から④までの新方式になっていくと、さらに増えていくという想定はあるのですか、育児休業の方々の。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 差し上げている資料の育児休業の24名の人数につきましては、あくまでも単純に出産後3年が上限の休業制度です。例えば1年で復帰する方もいれば2年で復帰する方もいますし、3年以上は取れませんので、ただその途中で第2子、第3子という出産が見込まれた場合は、また延びる可能性はありますが、基本的には3年が上限の育児休業制度、これはですから出産後3歳未満を前提とした制度になります。

私どもが今回整理させていただこうと考えているのは、小学校入学前、就学前までの児童、ですから6歳、7歳未満の方々に、例えば復帰後、就労はしていきたいと。復職して仕事は進めていきたいのだけれども、子育てとのバランスをどのように整理するかということを考えたときに、先ほど言ったような、例えばハンディを持った方々だけではないのですけれども、例えば子供の何らかの手当てが必要で早めに迎えに行かないといけない等いろいろなケースがあるかと思えます。そういった働きやすい環境を整備するという上で、今回の整備となっております。ですから例えば24名から急に増えるかとなると、急には正直増えないと思っておりますけれども。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ちゃんと読めば、小学校就学前と書いてあるから、そういう子供たちというのは、やはり普通考えると、保育園に行っていたり、あるいは幼稚園に行っていたりするわけですから、そんなに増えるという想定は、なかなか考えられないということで理解していいですね。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○人事課長 はい。

○桃原功 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 基本的なことを確認させてください。職員の、これは育児休業なのですけれども、民間と比べて公務員は、民間は、こういった同種の育休というのですか、こういうのは会社によって違うというか、企業によって待遇とか、そういった部分が条件は違うのだというふうに認識はするのですけれども、これは全国どこでも大体同様の、そういう育休の中身になっていると思うのですけれども、例えば過去には育休を取るの女性だけという、そういう時代もあったと思うのですけれども、男性が取りやすくなっている中身に変えていっているのか、それとも子育てをしていくための条件というのですか、仕事と育児の両立ということを整備していくのだという趣旨の話がありましたけれども、その辺よく政治的には議員も含めて育休の取り方みたいなのが話題になっているのですけれども、そういう面では職員ですから、これは職員のことで、男性が実際に取って、資料は、数字ですけれども、父親なのか、母親なのか分からないのですけれども、だからそこら辺の傾向性とか、実態とか、男性でも取りやすいようにしているということが、この改正の趣旨なのかどうなのか、ちょっと教えていただきたい。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 岸本委員の御質疑にお答えいたしますが、まず育児休業制度、産前産後は当然女性の方に限ったものになりますけれども、ただ育児休業、例えばうちの男性の職員がいたとしまして、奥さんが民間の方で出産後育児休業を取得したいというような場合には、私どもについては、実際取得者はおりますので、これを妨げるようなことは、基本的には各部署していないというふうに認識しております。実際取得者はございます。各部署、様々な部署、建設畑もいれば、福祉畑の場合もございますし、いろいろな場合がございませう。これは育児休業になります。

あと、3歳を超えた部分に関して、これが保育所でケアできれば問題はないと。例えば先ほど申し上げたようにデイケアとかで、ハンディを持ったお子さんを迎えに行かないといけないような事業所だったりした場合に早く帰らないといけないとかという場合に、この制度が選択肢として出てくるのかなというふうに認識しておりますが、その際に男性職員は取れないかといったら、男性職員も取れます。これは男女差異はございません。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 説明ありがとうございます。具体例を示して、やはりこの条例の改正、例えばの話をしていただけると、何か理解しやすいなと今説明から分かったのですけれども、やはり今までどこかで取りづらさがあった、取りにくかったという課題があつて、全国的にこういう条例改正につながっているのかと。もし説明できるようでしたらお願いしたいと思います、漠然としていますけど。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 特に先ほどから何度かお話をさせていただいておりますが、特に仕事と子育ての両立をする上で、ちょっと課題となってくるのがハンディを持ったお子さん、障害を持ったお子さんのケアをする際に、全部送迎してくれるような事業所だったらいいのですけれども、そうではない事業所も、マンパワーの問題や、送迎はできないですよというような事業所もあったりするものですから、そういったところでは、これ

まで子ども宜野湾市においてスキルを積み上げた職員が、それを子育てを優先したいから、では職を辞することといたしますとなってくると、当然マンパワー、スキルも流出してしまう、組織もサービスの低下を招きかねないというようなところがございますので、これは男性であれ、女性であれ、どちらであっても問題は出てきますので、選択肢は確保したいというのが現状で特に考えているところです。

あと、ただ実際問題として取得する可能性が、先ほどもちょっとお話をしましたが、出てくるかとなると、極端に出てくることは、先ほどもありましたけれども、保育所だったり、幼稚園の教育だったりとか、いろいろなサービスもありますので、そういったところに対応できる場合も多々あるかと思います。あと、うちの部分休業制とか、そういった別のサービスで対応できるなという場合は、そちらを選択する場合もあるでしょうし、ですからそういった様々な働き方を選択できるように条例案を整理したいというところでございます。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この条例が、平成19年に法改正があったということで、他市においては、もう既に改正されているということで、今回宜野湾市が条例改正に至った、先ほどもお話があったのだけれども、今年度改正に至った理由は何でしょうか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 平良委員の御質疑にお答えいたします。平良委員御指摘のとおり、平成19年に改正というか、国のほうで法律が施行されております。それに準じまして、県内他市、沖縄県におきましても順次改正がされていたところでございます、市においては。すみません。全部は承知してございませんが、市においては、私どもの改正前が沖縄市さんで平成27年度となっております。ですから、平成20年度、平成21年度で沖縄市さんとうち以外は、先んじてやっていた、改正していたところでございます、その後も公務員の勤務環境整備等々の調査がございまして、調査の中でも、改正はまだ検討中というような回答を過去されていたようであります。そういった部分で、改正を早く進めなさいということで、国の総務省並びに県のほうからも進言というか、助言をいただいていたところですので、今回大変申し訳ないのですけれども、遅ればせながらという言葉でしかちょっと御説明申し上げられないのですが、先ほど申し上げたように多様な働き方を選択肢を確保すべきだということでございますので、これを念頭に置きつつ、今回整理をさせていただきたいということでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 市単位では、平成27年に沖縄市が最後だったと、宜野湾市以外でね。沖縄市の平成27年が最後ということですがけれども、職員から、他市はこうだけれども、宜野湾市はなぜ変えないのとか、そういったことは職員からなかったのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 具体的には、改正しないのかというような申入れ、提案等は特にございませんでした。ただ、ないからといって改正しなくていいというものではないと私どもも、環境は整備すべきだと、働きやすい環境、選択肢は多く確保すべきだということを考えておりますので、今回本当に申し訳ないのですけれども、遅ればせながらという言葉で大変申し訳ございませんが、今回整理をさせていただいて、人材の流出も防ぎ

たいというところでございますし、組織としても、サービスの低下も防ぎたいというところもございまして、この辺御理解いただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** この資料にもありますけれども、本市においては、これまで育児休業、部分休業、育児時間早出遅出等々の制度を利用して出ているわけですね。これは年休を使いながら、今まで制度を利用していたというこの理解でよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 平良委員の今の御質疑にお答えいたします。部分休業制度ですとか、育児、早出、遅出とか、ほかの様々、今既存のサービス、この中で対応していたのか、もしくは年休もやっていたのかというところの御質疑だと思いますが、場合によっては、年休を行使された方も中にはいらっしゃるかと思います。ただ、基本的には、そういった早出、遅出制度ですとか、今あります、育児時間制度とか、これまでは、今現行の制度の中で工夫をしながら、今対応していただいていたところでございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 今回の条例改正で、1、2、3、4、時間勤務ありますね。1日当たり約4時間、あるいは5時間、あるいは8時間の勤務体制があるのですが、これはこの勤務体制を見ると、勤務時間は短くなるのですよね。本来は8時間勤務だけれども、半分とか、勤務時間が少なくなるというか、短くなるのですよね。その短くなった分に関しては給料、給与とかはどうなるのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 平良委員の御質疑にお答えします。実質この4つの設定時間を今お示ししてございますが、例えば4時間、3時間55分掛けることの週5日といった場合には残りの3時間50分は無給です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** これを年休で埋めるとか、そういったこともできるのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** こちらのサービスを選択すると無給です。ちなみにこれは私どもだけではなくて、国、県、他市、全市、このような対応となっております。ただ、それでも、ですからこれまでほかのサービスの中で、1時間、2時間程度の早出、遅出とか、そういった部分休業とかというような中で年休を調整しながら、これまでは対応していただいた職員が多かったのかなと。無給となりますので、そうなってくると、また手当にもいろいろ反映してくるところもあったりして、実際他市でもあまり正直なところ、こちらの制度を利用している人は非常に少ない。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** これまでは年休とかで調整しながら、その分ちゃんとした給料をもらいながら、よかったと思うのですが、今回は、こちらを取得した場合には、この時間、要するに時給で、この時間の分しかもらえないと。それは年休を充てることはできないと思うのです。そうなった場合に、正職員が対象ということのお話がありましたけれども、半日、時間の半分を勤務すると、残りの時間は、残る職員は、負担する部分は出てこないのですか。これはどのような形で埋めていくというのかな、対応していくのか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○人事課長 平良委員のただいまの質疑にお答えします。例えば就労時間が、こういった制度を選択した場合、他の職員へ負担がというところも、場合によっては正直出てくるかと思います。その際には、その職場において、この制度を利用される職員の職の分担の見直しは若干出てくる、当然のことながら、これは各部署、部署、可能性はあるだろうと思います。その辺は所属長並びに係員の皆さんと情報共有しつつ、対応していただく。ただ、それでもどうしても対応できないぐらいの負担感が出てくるというのであれば、会計年度任用職員の方、もしくは欠員代替というようなことも、何らかの手当ては、その際には検討せざるを得ないかもしれません。ただし、今現在やりますということではなくて、検討はすべき、する可能性はございますということであります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 いいようで、何か悪いような気もするのだけれども、この制度は、これは利用する場合には本人からの申請になるのですか。それとも子を持つ方々に適用するという形になるのか、本人からの申請になるのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 平良委員のただいまの御質疑ですが、本人から申出があった場合に適用するものとなっています。その際には、所属長、課長なり、係長なり、その所属課の皆さんともいろいろ協力しながら、どういった形が望ましい体制、仕事が進められるかという、職務の分担も含めて検討していくことになろうかと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 申請する場合には本人からと。そのときには上司とも相談しながら取る、取らないは決定してと。これは途中で取下げ、あるいはゼロから5歳までですよね。3年ぐらいその制度を活用して、残りはいいいよということで、取下げというのかな、そういうこともできるのですか。これは認定されれば、ずっと6年間やらないといけないのか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 本人の状況によりまして、申出により取下げというか、見直しは当然あるものでございます。

○平良眞一 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。なければ進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第77号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時38分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時41分)

【議題】

議案第78号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 次に、議案第78号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第78号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第78号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がございましたら、お願いをいたします。

（「質疑をお願いしたいと思います」という者あり）

○**桃原朗 委員長** では、質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 本会議で資料を要求して、資料番号2番という資料を提出いただきました。ありがとうございました。

この組織図の見方をちょっと確認したいのですが、一番左上に令和3年4月1日と書いてある、左上に。右側には令和2年10月16日時点と書いてあるのです。ということは、ここに示されているのは、10月16日時点の現数字ということで理解していいのですか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 資料について説明申し上げます。この資料につきましては、令和2年10月16日時点の、令和3年4月1日における組織の案となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。16日時点の、4月1日の案と。

○**行政改革推進室長** はい。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。一番最後の5ページに合計と書いてあるのですが、一番右下の定数外を含む732というのがあるのですが、現数が今は728ですかね。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** はい。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、732から728を引くと、僅か4の増数、増加ということ、令和3年4月1日以降は定数を4増やすということで理解していいのですか。数字の見方は、これでいいのか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 現在の728は、現在の定数条例の数かと思い、失礼しました。現在令和2年4月1日時点では合計が714、それに消防の定数外が4、定数外を含めて718となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、来年の4月1日以降は、取りあえず14を増やして走っていくと。この14の内訳、割り振りというのは、ちょっとたくさんさんの組織があるので、ちょっと分かりにくいのですが、何か分かりやすく印をされていますか、どこか増えるというのは。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 こちらの組織、増員を含めた資料となっておりますので、この資料だけでは、どこの部署がどうなっているかというのは、ちょっとわからない資料となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分からないですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 はい。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 だけれども、65増やすということで、徐々に徐々に増えていくと思うのですが、いきなり65ではなくて。その4月1日以降、どこに何名増やすという計画も皆さんの中にはあるのですか。それとも、これから詰めるのですか、何名ふやすという。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 この資料の中には既に来年度の増員の人数を含めた資料となっておりますので、増減は見えないのですが、人数は含まれておりまして、例えば市民防災室、市民防災係のほうで、現在係長を含め2名となっておりますが、1名増員し、計3名で、室長を含めて4名にする予定です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市民防災室、見つけました。（4）とありますね。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 上から2番目。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 現在は今4ではないわけですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 はい。室長を含めて3名です。1名増員です。その下の人事課の給与厚生係、現在4名のところ、来年1増員しまして5、このようにします。

○桃原功 委員 今説明いただいて初めて分かるのですが、何かぱっと見て、どれか分かるような書き方ってお願いできなかったのかなと思うのですが、それというのは、まだ作成はされていないわけですか。さっき言っていた732から10名増えるのですね。この10名の増えた配置先というのを知りたいのですが。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 増減の数、令和2年4月1日と来年、令和3年4月1日の増減比較ができるようにもう一度資料を提出させていただいてよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** お願いしてよろしいですか。明日もあるのでね、委員会は。私でも分かるような書き方でお願いできればありがたいです。それで、具体的に10名というのは、今回どちらに増員の予定なのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 今、課名を申し上げたほうがよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** もし案でも持っていれば。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** はい。そのまま申し上げてまいります。市民防災室市民防災係、人事課、給与厚生係、それから下に行きまして、IT推進課システム管理係、その下、行政改革推進室行政改革推進班、各おの1名ずつとなっております。企画政策課の企画政策担当主幹を配置予定しております。主幹兼係長で予定をしております。それから、市民課市民係、マイナンバー担当ということで。市民経済部は以上です。福祉推進部です。福祉総務課総務係、児童家庭課児童家庭係のほうに1名、子育て支援課保育児童係のほうに1名、生活福祉課、ケースワーカーを1名増員を予定してまして、ひとまず保護1係に1名増員を考えております。それから、生活支援係に1名、続きまして国民健康保険課後期高齢者医療係に1名、それから健康増進課すこやか親子係に1名、都市計画課、すみません。増ばかり説明していますけれども、減員、減らす部署もあります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 減らす部署も教えてください。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 大変失礼しました。課で追っていけばよかったですね。都市計画課工事係1名の増、建築課住宅係1名増、用地課用地係1名増、裏面に参ります。消防本部予防課予防係に1名増。上下水道局につきましては包括的アウトソーシングにより7名の減ですが、技術関係のところでは西普天間対応ということで、2名増いたしますので、上下水道局では全体で5名減になります。包括の業務では7名減になりますが、増えていく、西普天間などの整備に2名増えますので、トータルで5名。教育部教育総務係のほうで1増、教育部は以上です。指導部指導課指導係で1増、はごろも学習センターでGIGAスクール担当の主幹の新設1増。増は、こういったところになります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 以上ですね。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** はい。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これで大体14の増と。併せて減のところも教えていただきましたけれども、これは全てにおいてヒアリングをして意見交換はされているわけですね。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 例年ですと、全課ヒアリングを行いますが、今年度はコロナの関係で、要望は全課から聴取をいたしまして、部署によっては何か所か限定で行っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今お聞きしたら、やはり総務であったり、ITがあったり、あるいは福祉関係、学校現場、あるいは教育部関係で増えているのかなと思いますけれども、組合との調整というのはいかなのでしょうか。組合の意見も参考にはされたと思うのですけれども、参考にはしていないのかな。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。組合のほうからも、例えば人員確保要求書という形で要望はいただいております。そちらにつきまして、行政改革推進室のほうとも情報を共有しながら、その上で行政改革推進室のほうは、またヒアリング並びに調査票の精査をしていく中で検討されたのかなと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ありがとうございました。人口何名に対して地方公務員、地方公共団体の職員は何名という、ある程度数字があると思うのですけれども、10万人に対して何名の職員の配置数、基地があったりして、一概に比較はできないかもしれないけれども、基地があると、また余計に基地政策部という部を設置しないといけないとかということもあるのですけれども、793か、将来的な設置はね。今回14名の増ですけれども、人口10万人の自治体であれば何名の適正数かという数字はありますか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 自治体の職員数につきましては、法律などで定められたものではございませんが、人口10万人の、一つの目安としておりますのが、類似団体という区分を見ておりまして、その中で本市10万人になりますと、3—1という区分のほうに入るのでございますけれども、現在2—1というところですが、10万人であれば3—1というところに入りまして、そこで見てみますと、類似団体では22市ある中で本市は6番目に少ない職員数となります。平均と比較しますと、109名ほど不足するような状況にあります。この類似団体の中で職員数を平均しますと、109名不足している状況になります。一般行政部門です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 10万人ぐらいの人口規模であれば適正という言い方がいいのか、大体800名の職員数ということですか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 一般行政部門でいきますと533名に対して本市が424名ですので、一般行政部門では109名不足となります。もう一つの資料では、普通会計部門の職員数で比較した場合に本市は633名、平均では706名ですので73名不足の状況となります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** いずれにしても、類似団体と比較しても少ないということだと思うのですけれども、あと一つ、一番気になるのは予算の確保だと思うのですけれども、14名配置する上で予算のめどというのも、これは皆さんのほうで答弁できるかどうか分かりませんが、やはり聞かないといけないということだと思うので、お答え願えませんか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 本条例を提案するに当たっては、各部門とも情報を共有しながら積み上げてまいりま

した。職員にも理解いただいて、定数の改正に向けて動いているところですが、来年の14名の増員については、もちろん全体で、行財政改革の本部会議において決定しておりますので、そこは全員一致の考え方で確定をしております、14名の増員については認められております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** また、福祉の部署においては、いわゆる専門職の必要性というのが高いと思うのですが、その辺はやはり専門の職員を増やすという計画でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** これまでもケースワーカーに社会福祉士の採用など続けてまいりましたが、今後もやはり福祉や健康、教育の分野において専門職の配置が必須となってくることから、これについては計画的な対応は、また考えていきたいと思っております。

○**桃原功 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** そんなにたくさんはないのですが、まず1つは、この定数条例をすることによって、今の案では14名の増員、そこが図られて、今後の地方分権、やはり仕事がどんどん移譲とか、新たな制度とか増えてきている現状があるので、こういったものも難しくなっているという現状もあろうかと思うのですが、そこはやはり早急にやらなければならない事業であるとか、サービスであるとかというのは、これは対応しなければならないのは、行政として、また自治体として、しっかり体制を整えていかないといけないと思うのですが、定数条例、増やすということと、もう一つは役所の仕事、指定管理とか、委託とかという形で、要するに実質職員が担当しなくても、管理というのですか、するだけで、要するにできるような仕事もあるわけですから、これは行革の一つであります、そことの兼ね合い、そこもやりつつ、やはり将来の仕事の量に合わせて増員も図っていかなくてはいけないという計画だと認識をするのです。

それともう一つ、職員が、やはり何らかの形で長期療養というか、そういう方々の実態が、今、役所の中でどうなのか。今現在の定数でも職員の方々はいらっしゃるけれども、やはり病気等、そういう余儀なくされて、戦力にならないとは言いませんけれども、そういうやはり定数の中にあって、これ以上人を増やせないで、結局臨時的職員であるとか、そういう体制を整備していかないといけないことが起こっていると思いますけれども、全てのそういう要素が複合的に出てきた結果、今の定数条例の見直しの検討をしないといけないということだと私は思うのですが、この点についてはいかがなのでしょう。今回の定数条例の改正が、今言ったことが的を射ている質疑なのかどうかということですね、お伺いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** お配りした別紙資料1のほうにも、この改正に至る背景ということで記載しておりますけれども、これまでも民間活用、行革を行ってきて、職員の人材を最大限生かした組織運営というのを目指しながらやっておりました。ただ、ここに来て、728名の定数の範囲内で行うには難しい状況に来ておりますので、今回人口10万人に達するに当たり、改正させていただいて、増やせる状況になった暁には、先ほども申し上げましたが、福祉とか、健康、教育分野、さらには消防のほうに専門職を配置しながら市民へのサービスを行っていきたいというふうに考えておまして、職員の長期休暇の資料も今回資料1、3に記載しているように、やはり長期休暇を取っている職員は、長期に渡り休んでいる職員もいることは確かな

のですけれども、職員が復帰してきて、力を発揮してもらえるように、組織としては、その間も行政を停滞させないような運営をしていく必要があると考えて、会計年度任用職員など多様な人材の活用も図りながら職員定数配置というのを考えていきたいなと思っております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ちょっと1点だけ確認したいのですけれども、組織図のところから、ちょっと確認したいのですけれども、次長が課長を兼ねているではないですか。これは他市も同様な組織図ですか。部長は部長、次長は次長、課長は課長で分けられているのか。宜野湾市の場合、次長兼課長となっている、そういった組織図の見直しとか、そういった検討はなされていないのかなと確認したいのですが。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 次長兼課長というのは、なかなかないかと思います。宜野湾市のほうでは、以前は単独の次長がおりましたけれども、それを組織のスリム化を図る観点から事業管理係を抱える筆頭課の課長を兼務といたしまして、現在の形になっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 以前スリム化を図った結果、業務が多忙になったとか、そういったことはないのですか。行財政改革で何回も指摘を受けていると思うのですけれども、今この定員が増加するに当たって組織図の増減、減ったり増えたりという説明を受けたのですけれども、この組織図全体のことに對しての議論というか、案とか、そういった話し合いはなかったのか、ちょっと確認したい。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 ありがとうございます。平成30年度に行革のほうで行いました、行財政改革調査検証業務におきましても、次長職の過重な状況の指摘もありまして、それを受けて、私たちとしてもまずは検討したところです。ただし、単独次長制にして職員を数を増やすという前に、原課としましては、管理職というよりは、まずは現場の職員、係員ですね、そこの業務をまず考えていくというところから、一旦私たちは今、課の係員のほうの増員をしながら、組織の安定を見ていきたいなというふうに考えております。この係全体の組織力がついていけば、管理職の業務負担の軽減というところも、おのずと図れるものとかんがえており、まだその段階には至っていないという状況でございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今スリム化してきて行革もやってきている状況で、人口10万人に達しても類似の自治体に比べると、まだまだ人数も少ないと資料を見る限りは感じるのですけれども、行政改革等の指摘もありますので、そういったものをまた含めながら、また当初予算でも検討していただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 1点だけ確認させてください。今回の条例、定数改正で728名から793名、65名増ということでの改正の今回の内容ですけれども、新年度、来年の4月からは14名の増ということで提案されていますけれども、この65名の、来年は14名、65名増の計画というのを皆さんは持っていらっしゃいますか。何年度は何名、何年度は何名、合計65名と。そういうのを持っていらっしゃいますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 お答えいたします。職員の増員につきましては、毎年度出る退職者ですね、定年退職以外にも普通退職者も出てまいりますので、そういった退職者の数や行財政本部における組織決定、そういったものを踏まえて、トータルで採用人数を決定しております。全員協議会の後にお配りしている資料があるかと思いますが、今後増加が想定される事務事業を一覧として上げさせていただいております。私たちの中ではこういった部署が今後増員が見込まれると想定しておりますが、具体的な計画というのは持っておりません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 65名定員増の予定なのですが、この65名の計画というのは、今は持っていないということで理解していいわけですね。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 65名は、あくまでも定数の上限と考えておりますので、65名の採用をしていくというものではありませんので、今のところ、具体的な65名採用計画というものはありません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 次年度は14名なのですが、その次の年は何名とかも、まだ未定と。その状況というのかな、その業務の状況によって人数等も決めていくというようなことで理解してよろしいのですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 平良委員おっしゃるとおり、業務を見ながら考えていきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、配置も含めて、そのときの適正化、適正な場所に配置をしていく、そして人数もそこで決めていくということで、65名定員増ということで改正案で出てきますから、次年度14名で、再来年度も、それぐらい出てくるのではないかなというふうに思っている。そうすると、毎年65名でなくても少しづつ増えていくだろうと思いますけれども、増えていくためには財政が必要だと思いますし、この14名も含めて、そして再来年、そして次の年の増に対する財政も皆さんはどのように考えていらっしゃるのか、どういったところで財政を生み出そうとしているのか、ちょっと御説明をお願いできますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 毎年各課のヒアリングを行って組織の要望を聞いておりますと、例えば社会保障費、扶助費などの伸びが常に指摘もされていたり、還付の適正な処理ができていないなどの課題は関係各課抱えておりまして、そういったところを解決していくためにも人員の増が必要というふうに私たちのほうでも認識しておりますので、そういった部署へ人員を増やしていくことで、そういった事務の適正化なども図っていくことで財政面でも効果が図られるものと考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 増やすのは簡単だけれども、それに伴う財源等もついてきますので、市民サービスにも支障がないような形で、増やすことは私も賛成なのですが、やはりそれに伴う財源も必要になりますから、結果として、また市民に負担をかけてはどうしようもないですから、それもまたちゃんとしっかりと見ながら、またやっていただきたいなと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第78号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後3時18分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後3時20分)

○**桃原朗 委員長** 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は12月11日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時20分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年12月11日（金） 3日目

午前10時00分 開議

午前11時36分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

総務部次長	多和田 眞満
財政課長	小橋 川陽介
建設部次長	又吉 直広
基地渉外課長	吉村 純

企画部次長	泉川 幹夫
市民協働推進課長	金城 美千代
基地政策部次長	多和田 功

○説明員（7名）

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第69号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第7号)

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

議案第69号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第7号)

議案第77号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第79号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第82号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

第431回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年12月11日（金）第3日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第69号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第69号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。3日間で繰越明許費の案件が、ちょっと質疑、私の中で十分に消化できていないので、確認させていただきたいと思います。

資料の14番という資料番号でいただいています。本予算書は6ページですけれども、しちやばる公園整備事業で9,478万8,000円で、本会議等で指摘したのは、令和2年11月11日に公募型の入札公告をされております。そのときの概算金額が4,359万円で、電気工事が1,935万円、足しても7,000万円いかないのですけれども、上程額が9,478万8,000円ということで、それはなぜなのとお尋ねしたら、14番の資料が出てきて、これから見たら、工事3件、附帯工事の有無ということで、ただし書がされていたので、3件分の案件で含めて9,478万8,000円の提案になったのかなと思います。

質疑は、この14番の資料番号の入札結果報告書で、12社あって、1社が不調で、あと11社が辞退。次のページの植栽工事においても、ほとんど辞退、1社が不調。こういうのが、なぜこういうことになってしまったのかということで問うたら、皆さんの答弁は、技術者の配置ができていない、あるいは作業員の配置ができないと、あるいは他の物件を取る予定があるという答弁でしたけれども、これは数社だったら理解できるのですけれども、これは12社全てが、そういう理由で辞退したのというふうに疑問が出てくるのですよ。そうであれば、この案件だけではなくて、技術員がいない、作業員がいないということになると、ほかの工事案件も同じように取れない事態になってしまうのではないかと。だから、この辺が少し納得できていないので、もう少し細かい説明をお願いしますか。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 桃原委員の御質疑の中で、植栽工事の辞退については、植栽工事は入札行為が行われ、辞退者がなく入札執行できた案件ですが、機械電気工事と本体の整備工事の、この2点のほうについて入札行為が行われなかった、しちやばる公園は3件の発注を試みております。1件の植栽については契約も済んだの

ですけれども、本体工事が入札行為ができなかったために、今1件については、工事中止命令を出して、待機させている状況です。

それで、今回繰越し事由に挙がっております、しちやばる公園の整備工事と機械電気工事はがっちゃんこしてこの2件ですね、入札辞退者が多いということで、まず1件目の公園整備工事、これは12社中11社に見えるのですけれども、14番資料ですね、提出資料の14番、実はシステム上で不調という形で、イシケンさんが不調という明記はされておりますけれども、実際にはここも辞退しております。ですので、整備工事については、全社辞退でした。システム上、どうしても不調と入れないと、次のステップにシステム上進めないということで、こういう表記になっています。全社辞退です、本体工事は。

次の機械電気については、ちょうど10番目ですね、シーイーさんだけが不調ということで、シーイーさんだけは確かに辞退届は出していません。12社中11社辞退のために入札行為が行われていない。シーイーさんも参加意思はあったのですけれども、入札行為が行われないということで、参加できなかった。

先ほどこういう事態ということで、ただやはり辞退理由を見ると、技術員の配置ができないという理由の裏には、要するに会社が、やはりそれだけ利回りが大きいというのでしょうか、会社にとって利益の大きい工事をターゲットにしているということがあって、次の次の先を読んでの工事を見据えて、多分そこに配置技術者を置きたいから、今回万が一これを取った場合、次のものを取りたいという意味で、ちょっと配置技術者が配置できないという理由で出ているのかなと。要は、上がりが大きい仕事を会社的には考えているのかなと。辞退することによってのペナルティーが今のところないのです。要するに辞退が多いということで、指名ができないとかというルールがなくて、ペナルティーの減点があるとか、そういうまたルールもなくて、こういう市内にくくっての発注なものですから、また指名は来るから、いい仕事を取りたいというのが業者の考えていることで、こういう辞退が起きているのかなと。

それと、今回西普天間とか、結構大型案件及び細かな11号の工事とか、結構土木工事が例年になく多く出てきている昨今ですので、本当に次期工事が受注できなくて職員がいないという現状もありつつ、やはり狙っている工事もあるということで、考えておりますので、異常事態ではあるのですけれども、これを打破するために公募型ということで、取れるところが応札に応じてほしいと。取りあえず全社辞退ですので、拡大解釈で市外にも枠を広げて公募しました。ただ、やはり枠は広げたのですけれども、やはり市外からの公募は、電気機械も含めて、整備工事も含めて、市外からの応募はなかったです。ですので、宜野湾市内だけで公募を今かけて成立して、この間第一審査会という指名審査も通っておりますので、繰越承認がいただけた後に、執行伺いを回しながら年度越えの契約を1月中には行いたいという考えで、今回繰越事案として残して、また植栽工事も含めたために今回9,000万円余りの繰越しとなっており公募型以外に係る植栽工事も含めた繰越額になっていますので、今回大きくなっています。

それにプラスアルファ、職員手当の時間外のほうも補助事業でいただいている中で、これも併せて工事を繰り越しするとともに、職員手当、残業代も繰り越ししているということで、御理解いただきたいと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 細かい説明はありましたけれども、ということは、例えば国の土木事業、あるいは県の、市の事業、前は特A、A、Bということで、ランクづけをして、このぐらいの予算規模のものは特A、このぐ

らしいものはA、Bということでありましたけれども、今、次長の答弁では全社ということで、これは特A、A、B関係なく、宜野湾市内の業者は全て網羅させて、今回辞退しているのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 公募は、かけたときには、その金額に見合った、やはりランクを選ばないというルールがあります。今回実際にはBクラスの業者選定を以前試みて全社辞退という公園整備工事はそうだけれども、今回A～Cまで、選定の中で、ルールの中で上下のランクも選べるというルールがありますので……

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 上下のランクを選ぶ。

○建設部次長 要はBクラスが本来指名するランクですけれども、Bの上下、A、Cまで拡大して選ぶことができるということもありますので、要綱にですね、ですので今回A、これはBクラスですので、A、B、Cというくくりの中で公募をかけた。ですので、Bクラスは、その中の設定では、出したとしても失格ですので、土木はそうですが、機械電気は実はクラスがAとBしかないのです、C、Dがなくてですね。ですので、機械電気については、全社のくくりの中で指名をしたという形です。公募ではですね。ですので、12社というのは、原則、標準12社選ばないといけないというルールもございますので、全社を指名するというのは、ちょっと事務の繁雑さにもつながりますので、基本12社で発注をかけて、指名して、入札行為を行っている次第です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 電気工事において1番上に出てきているアメリカンエンジニアコーポレーション、これは県内でもベストファイブぐらいに入る國場組、あるいはりゅうせき、ベストスリーにも入った、トップになったときもあるのではないかなと思うのですけれども、電気においては、このアメリカンエンジニアは特Aとかではなくて、Aとか、Bのくくりだからということなのですか、ほかも呼ばれて入っているということなのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 アメリカンエンジニアコーポレーションについても、全ての工種を持っている大きな会社ですので、電気工事においてもAクラスのランクを所有している登録業者であるということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 11月11日に実施した予定金額なのかな、これは、4,359万円というのは、今回3件の案件を含めて9,478万8,000円を繰り越するという予算計上ですけれども、これだけ辞退があって、次の公募型入札は、この4,359万円を多少上乗せして出す予定ではあるのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 予定価格については、前回、この不落になったときと同じ予定価格で執行いたします。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 同額で。そうすると、1月、2月、3月、後ろ下期の3か月しかないのですけれども、次年度にまたがる可能性も、これはあるということですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 工期設定を3月いっぱいではなくて、議会承認を得た後に年度越えの契約を1月中には予定

しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 次長がおっしゃった、今後西普天間の大型工事も出てくる。そうすると、仮定の話になるから、少し答えにくいかもしれないと思うけれども、また大きいのが後ろに控えているから、これが流れてしまうと、辞退かどうか分からないけれども、そういう予想もされると思うのですけれども、その辺の予定というのかな、対応というのは、同額で、多少上乘せしたら法律的には違反なのか、違反ではないのか、私は分かりませんけれども、同じようにやっていると、また同じような結果になりかねないのではないかという危惧もあるので、その辺、皆さんはどう捉えているか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えいたします。実は公募型は、もう実施しておりまして、ちょっと今手元の資料でいいますと、公園整備工事ですね、これは直接業者名は、この場ではお答えできませんけれども、4社、市内業者が4社……

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 電気が4社。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 いえ。整備工事です。整備工事が4社、公募いただいております。A、B混在しております。当然C、Dが今回公募には至っておりません。細かく言うとBクラスが1社、Aクラスが3社、公募で受注したいということで、この土木工事に先に控えている中ですね、この4社についてはやっていきたいと。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要は公募型入札というのは、取る意思がある会社が応募するということで理解していいわけですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 当然そういう意図で公募ということで、受注したい業者を逆に今まで従来指名をして、業者を市で指名して挙げるのではなく、市内業者の方でできるところ、受注したいところが、自ら手を挙げて申請するというので、その時点でははっきり分からないけれども、辞退するということは考えずに入札に応じてくれるものとして公募しているものと考えます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 4社の市内、市外の内訳を教えてください。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 公募自体、市外がなかったです。全て市内業者で公募しております。すみません。あと、電気機械のちょっと状況をお話ししたいと思います。電気機械のほうが、これも市内業者で全6社受注の意思を示して入札に参加したいということで6社公募がございました。これについても電気が、機械の登録業者ということですので、取りあえず機械に絞ってランクを言いますと、まずAランクが3社、Bランクが3社、A、Bとも3社ずつで、計6社公募で参加希望ということで出ていますので、辞退には当然ならないという考えで、当然契約もスムーズにできるものなのかなということで考えております。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 前回質疑をして、まだ答弁が返ってなかったものですから、30ページ、2—1—6の03です。説明の03、中国の留学生派遣事業について、今回24万3,000円の減の補正になっていますけれども、まずこの減については、派遣しなかったのか、それからまず御答弁をお願いします。

○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長 中国廈門市への留学生派遣事業ですけれども、今回は選定もしていませんし、派遣もできておりません。理由は、中国廈門市のほうから今回の留学生の受入れについては、各国からの留学生が来ていらっしゃるのですけれども、もう中止という旨の連絡がございました。これはコロナが蔓延しているということで、それで今回は学校自体も閉鎖をしていましたけれども、留学生の受入れについてもできませんという旨の通達がありましたので、それで派遣に至らなかったということでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 コロナの影響で受け入れる側のほうから、今回は受け入れができないという連絡があったということで、この派遣学生の選出というのは、いつ頃選出、いつもだったらやっているのですか。

○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長 例年5月頃、選定試験を行いまして、募集は4月頃から正式にはかけるのですけれども、5月に選定試験を行って、毎年1名派遣をしております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 4月に応募というのかな、して5月に選出ということで、今回はいつ頃受け入れできませんよと連絡があったのですか。

○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長 2月頃から中国のほうでも大分蔓延しているという、日本国内もそうなのですけれども、私たち連絡を取り合いながら、廈門市、また理工学院のほうと。状況は把握をしていたのですけれども、正式に文書が、4月28日付の文書で正式に理工学院、大学のほうから文書を頂いております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 このコロナの影響で受け入れできないということで、連絡があったということなのですが、今年だけ、次年度の話もありましたか。次年度は、派遣の予定はあるのですか。

○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長 次年度については、大学側と連絡は取り続けていますが、まだはっきりしないということはありますが、中国のほうでは、もう収まっているというような状況を聞いたりするものですから、月に1回程度は確認を取りながらやってはいます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 気になっていたのが、派遣する学生も選出してあるのかなというのがあって、もし選出されているのだったら、この学生は卒業したりするわけだから、次年度、その対象にならない方向になって、ではその対応はどうなるのかなと思ったものですから、それで確認させていただいたのですけれども、ちょっと予算とは少し違うのですけれども、1年間、中国に人材育成のために派遣しているのですが、帰ってこられてからのフォローというものを皆さんはどう考えていますか。これまで行ってきたのだけれども、廈門市も含めて。準備がなされている形で、自分の知り合いにもいるのだけれども、できたら、せっかく宜野湾

市が人材育成のためにやっているわけだから、宜野湾市のためになるような形でその人の雇用とか、あるいは活用できるところまで面倒を見たらどうかというのがあったものだから、そここのところの考えはありますか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 留学生を派遣する前に、留学生同士のネットワークをつくっております。それで、留学生同士が就職状況とか、厦門での生活、新しく行く生徒さんは、生活するときにアドバイスをいただいたりとか、そういう情報交換ができるようなネットワークがございまして、これは私たち担当課も一緒に連絡網を持っているのです。

まずは、留学に行く前からのコミュニケーションも含め、あちらでのコミュニケーション、あと終わった後の就職先のあっせんとか、そういったイベントの紹介など、御本人同士でやっています。一番直近が2020年度に選出されたはごろもレディの方お一人は、厦門留学、2年前に留学をされて、帰ってきてから中国の観光、中国資本のツーリストに帰ってきてから勤められまして、そこを経て、今、はごろもレディとして活躍されています。

その前の、遡るのですけれども、その前の留学生につきましては、宜野湾市の商工会のインバウンドに携わっておられました。そういった感じで、中国語、1年弱ではあるのですけれども、厦門市のほうでは中国語プラス英語でのコミュニケーションも盛んに授業内でされていまして、世界各国から留学生が集まるというところで、外国語を学ぶ環境はとても整っていると聞いております。ですので、あちらで学んだ語学などを活用して、その後の活躍をされております。今、上海で起業をされている方もいらっしゃいますので、その一番大事なのはネットワークをずっと持ち続けることかなというふうに考えています。

市での活用につきましては、姉妹都市締結周年事業がこれまでもありましたけれども、そういった場で通訳をお願いしたり、そういった場で活躍をしていただいています。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** そのような取組をされているということで、もっと深く活用していただけたらと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 資料提供をいただきましたので、よろしくお願いします。地方創生臨時交付金の内訳について資料、ありがとうございます。

ちょっと説明というか、確認だけさせてください。補正減額4,830万5,000円というのが、財調に繰り戻した金額という認識でいいのですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑でございます。この補正額4,830万5,000円といいますのは、今回の地方創生臨時交付金の歳入補正増額になります。予算書でいいますと、補正予算書19ページの15款1項2目、3つ目の丸、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,830万5,000円の補正でございます。今回この資料につきましては、この歳入補正増の内訳を御説明したものでございまして、ちょっと財調への繰り戻しという御質疑がございましたが、もちろん財調への繰り戻しにも関連はしておりますが、こちらの資料はあくまでも地方創生臨時交付金に係る補正の内訳という資料でございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。ありがとうございます。もう一点確認です。市の単費で専決等を行って交付金額が、市内飲食店応援助成事業と新型コロナウイルス感染症対策学習保障支援事業7,544万円、これに240万円を足して7,784万5,000円、これが市の単費で出したものと認識していて、あと補正で減になっている、これは執行残だと思うのですが、執行残をトータルで足して、この市が単費で出したものに充てた金額、この差引きが、要するに市が単費で出している地方創生臨時交付金に係る、今度は単費で出した金額という認識でいいのですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑にお答えいたします。今回の資料内容でございますが、まずこの事業名、交付金充当額というものがございます。これは今までの補正などで地方創生臨時交付金を歳出に対して歳入を充当した額でございます。

まず、専決、予備費等、単独費による未充当分に対する交付金の充当として補正7号では2事業、今回ございます。この市内飲食店応援助成金事業につきましては、補正1号の専決処分、こちらは財政調整基金を繰れ入ることによって単費でまず予算を計上させていただいたものです。この事業が終了いたしまして、精算も完了したことから、こちらに改めて地方創生臨時交付金の7,544万5,000円を充当させていただいたものになってございます。

この下の小学校への学習保障事業については、補正6号で既に予算化しましたが、また国から追加分の通知が来ましたので、先に予備費で歳出は対応させていただいております。その予備費は単独費になりますので、そちらに今回の補正7号で240万円の充当をさせていただいている状況でございます。

残り上の事業実績に伴う減額、こちらのほうは交付金充当が、例えば観光農水課、お花でココロを華やかそう事業等は補正3号であるとか、あと補正5号であるとか、そういったところで、既に交付金を補正予算で充当済みでございます。

ただ、事業が終了したことによって執行残が出ておりますので、歳出の補正減と併せて地方創生臨時交付金も100%の補助ですので、歳出と併せて補正減を行っております。その歳入の補正減、それから先ほどの未充当に対する歳入の補正増、プラス・マイナス合わせて今回4,830万5,000円の歳入、つまり地方創生臨時交付金の補正増になっているという資料になってございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 丁寧な説明、ありがとうございます。大体理解しました。ありがとうございます。

あと、もう一点、これは別の質疑です。パブコメの資料、ありがとうございました。この件に関して、ちょっと質疑させていただきましても、私も昨日、ホームページ等で自宅のほうで確認させていただきましたが、昨日、岸本委員からもあったように、やはりちょっと意見の趣旨という……

(「一般会計」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 一般会計のことを質疑していただけますか。

○**平安座武志 委員** 分かりました。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 財政課長、資料をありがとうございます。今回の補正に関わる様々な事業や行事の中止等

を受けての補正ということで、今挙げていただいた7つの主な事業をトータルしましたら4,086万円ということになっております。

恐らくコロナの影響というのは、次の年、来年もまだまだワクチンやら、様々な医薬品等の対策が遅れていますので、そこら辺は市民が参加する行事とか、それからまた会議とか、研修とか、様々あると思いますけれども、そこに伴う部分は計上するけれども、執行がなかなか難しいというふうな、そういう今後も傾向になっていくのだろうなというふうに思うのですけれども、中止になると、また取りやめをすると、それからまた会議とか、研修とかができなくなると、様々な工夫が必要となってくると思うのですけれども、そこに例えばリモートで会議をするとか、また様々な協議会や、そういう審議会とか、そういったもろもろですね、これからは集めてやるとか、集合して会議をしていただくとかではなくて、リモートでやるとかというふうになると、その整理とか、そういったものも、またやらなくてもいいのではないかなということにはならないというふうに考えるのですけれども、そこら辺は各事業、事業、それからまた所管の部署で、それは決めていくものかというふうに思うのですけれども、従来のそういう大きな会場を借りてやるということも、今後もまた様々検討しながら開催をしていったりする場合もあるとは思っているのですけれども、特に役所が推進をしている、この事業の中で、どうしても停滞させてはいけない、それからまた市民を巻き込んだ、そういう協働の事業というのもあるというふうに思うのですけれども、そこら辺の対策というのは、そこから出てくるものは、そういう部分が、私はどうしても、その対策がないといけないのではないかなと思うのですけれども、そういう部分については、全庁的にそういう話合いや、それからまたどうやったら市民へのサービスが停滞なくできるかというふうなことを、しっかり検討、協議をやっているのかどうなのかというようなことを、この補正減というところからお伺いをしたいと思いますが、あまりにもアバウトだと思うのですけれども、お答えできる部分で結構です。よろしくお願いします。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 岸本委員の御質疑にお答えします。市役所のほうでも、こういったイベント等の中止、また会議開催の手法、在り方等についての御質疑でございましたが、せんだっての補正第6号におきまして、IT推進課のほうでウェブ会議システム等整備事業、こちらの地方創生臨時交付金を100%活用した事業を780万5,000円、予算計上させていただいております。

内容としましては、庁内、庁外の会議におきまして、これまで参加者全員が会議室に集まって会議を実施してまいりましたが、非接触型の会議が開催できることを目的にウェブ会議システムを構築することによって感染防止対策を図る事業でございまして、ただいまIT推進課のほうで執行中でございます。こういった取組によって、各関係課のイベント等の規模、会議の規模によりますが、こういった非接触型の会議、またイベント等ができるような工夫をしているものと認識をしております。

また、私たち財政課のお話で恐縮ですが、市町村課等と今ヒアリング等も、こういったウェブを使っのりリモート形式の会議も今実際にやっておりますので、今後こういった取組は各課に広がっていくものと考えております。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 昨日、行革のほうにもっと分かりやすい資料を出してねということで、一応資料が出ていま

すので。

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第69号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時03分)

【議題】

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 次に、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

陳情第35号は、普天間基地における国旗掲揚時に流れる国歌が近隣住民にとって騒音となっていることから、その解消を決議し、静かな朝夕を市民に取り戻してほしいとの内容となっており、6月定例会でも現状についてお聞きしておりますが、改めて当局より現在の騒音の現状及びその対応について伺い、その後質疑を行ってまいります。

それでは、当局より現状と対応について御説明をお願いいたします。基地政策部次長。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 皆さん、こんにちは。それでは、陳情につきまして、現状のほうの報告をする前に、私のほうから一言お話をしたいと思います。

まず、令和2年、今年の1月28日以降、普天間飛行場内のスピーカーから聞こえるファンファーレ及び日米の国歌の音量が非常に大きいということで、苦情がありまして、その後6月議会でお話したのですが、沖縄防衛局、また普天間飛行場に直接要請等を行いながら、6月以降はある一定程度、苦情が収まってきていて、7月からはゼロというような状況が続いていたのですが、最近また苦情が出始めて、その詳細について、基地渉外課長のほうから御説明を差し上げますので、よろしく願いいたします。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 基地渉外課、吉村です。よろしく願いします。今、次長のほうからもありましたとおり、普天間飛行場から流れる国歌について、7月以降、本市への苦情は寄せられておりませんでした、10月に入り、5件、11月、7件、12月は本日までに4件の苦情が寄せられております。

苦情が寄せられている地区につきましては、我如古が1件、宜野湾1件、嘉数14件となっております。

苦情が寄せられている状況を受けまして、実務者レベルにおいて国歌の音量についての改善を要望し、スピーカー音を調整していく旨の回答を受けております。

本市といたしましては、引き続き現地にて国歌の音量を確認するなど、状況の改善に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○桃原朗 委員長 質疑がありましたら、挙手にてお願いします。桃原功委員。

○桃原功 委員 質疑の前に、これは事務局にちょっと指摘させていただきたいのですが、この陳情の国歌の歌が、ちょっと間違えているので、歌ではなくて家になっている。この資料。直してください。

○桃原朗 委員長 ありがとうございます。

○事務局 議運で出したやつです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 議運で出したやつですか、はい。

今、課長のほうから地区についての説明があったのですが、もう一度確認させてください。嘉数14件ですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 14件です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この7月以降、10月、5件、11月、7件、12月、4件ということで、その10月以降、こうやって、11月でも12月でもいいのですけれども、またうるさくなっていますよ、市民からの苦情が出ていますよということで、防衛局、あるいは当事者の米軍に対して苦情の申し入れをしたのですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 国歌につきましては、10月以降の状況を沖縄防衛局と普天間の米軍の担当者へ伝え、改善を求めているところです。ちょっと現状については、我々もちょっと全域を確認することができないのですけれども、職員がその都度、できる限り現地に行って音を確認はしております。やはり外から聞こえるという状況が続いているという認識です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 外から聞こえる。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 フェンスの外にいて、向こうから聞こえてくるという状況であるということを確認しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 2か所に苦情申し入れをして、それぞれの対応は、どういう返答だったのでしょうか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 防衛局においても米側にお伝えするということと、米側についても調整していくという回答をいただいておりますので、我々としては状況を注視していきたいと考えております。米側にお伝えしたのは11月です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 関連してお尋ねしますが、この陳情は国歌演奏の騒音ということですが、今週非常に外来機等の音がうるさいのですけれども、参考までに市民からの苦情の件数、今持っていたら答弁をお願いします。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 申し訳ありません。今週の苦情の件数については持ち合わせてありませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 騒音は、この国歌だけではなくて、やはり一番うるさいのは爆音が、委員会が中断するぐらい、朝から、昨日の夜まで飛んでいたのです。

真栄原3丁目に住んでいますけれども、真栄原もたまに聞こえたり、聞こえなかったりするときがあるのです。その辺というのは、皆さんも分析されていますか。なぜ聞こえない日があったりするのかわ、なぜ聞こえる場所が聞こえなくなったりするのか、その原因というのは分かりますか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 原因までは、ちょっとお答えできませんが、恐らく毎日の風向きであるとか、今、米側も調整しているということですので、その辺の影響があるのではないかなと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 騒音は、この方の指摘は朝かな。

○議会事務局 朝夕です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 夕方もうありましたのですよ。これというのは、その苦情は、今、我如古、宜野湾、嘉数になっていますけれども、北側のほうでは全く苦情がない、あるいは北側のほうは聞こえないということでしょうか。北側というのは、中原、普天間、野嵩、新城。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 私が確認する限りでは8時、市役所からは聞こえないという状況は確認しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市民からの苦情もない。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 ございません。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確認させてください。6月の議事録を確認しましたが、6月も今おっしゃった、この苦情の地区、6月のときも嘉数区が22件、我如古が3件、宜野湾区が3件と、この3地区の苦情が6月のほうで、今回もこの3地区から出ているということで、これは件数は同一の方なのかどうなのかというのは、これは分からないですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 10月に嘉数から寄せられている14件につきましては、同じ方になっています。すみません。

6月の状況は、ちょっと今リストを見直さないといけないので、ちょっと今は……

○平安座武志 委員 嘉数14件は同じ方ということですね。

○基地渉外課長 はい。

○平安座武志 委員 嘉数地区は6月の時点で22件という数字なのですが、要するにいろいろな方というよりは、この苦情、要するに不快に思っている方、同一の方がやっていて、苦情を入れていて、カウントされているということですね。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 そうです。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 もう一つ確認させていただきたいのですが、これはまず最初にあったときに市長が、クォーターミーティングででしたか、この基地のほうに、要するに意見だったか、抗議だったか分からないのですが、されていると思うのですが、そのときはどういったあれだったのですか。要するに話合いの場で、要するに抗議としてやったか。例えば抗議文をもって、要するに防衛省まで行ったのか、その辺りの記憶がないので、ちょっと確認させてください。

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 意見書等が出されたのか、要するに抗議意見書として出した経緯があるのか、それともクォーターミーティング等で抗議、意見を述べたのかが分かるのであれば、ちょっと。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 国歌の要請につきましては、意見書で要請は行っておりません。

○平安座武志 委員 行っていない。

○基地渉外課長 はい。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。私が住む上大謝名地区、真栄原地区のほうも、確かに防音工事等されてきて、窓を開ければ、確かに朝、かすかに聞こえる部分があるのですが、これは真栄原地区のほうからは、私の周りからは、そういった意見等を言われたことはないのですが、それを飛び越えて嘉数地区のほうから聞こえているということのケースなのかもしれませんが、これも確認しましたら、大山地区等も聞こえている、大体市内風向きによって多分聞こえる地区が変わるのかなと思いますが、市としては随所、やはり意見が来ているので、音量調整等を訴えていくという考えですよね。分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。ちょっと確認したいのですが、市長が申し入れをしても止まらないとあるのですが、この申し入れというのは何の申し入れですか、確認したいのですが。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 6月12日に基地司令官に対して国歌の音量について、市街地の真ん中に普天間飛行場が位置していることを鑑みて、地元への配慮を最大限行うように依頼をしております。苦情が寄せられる前の状態にしていだけないかということで、司令官に対して申し入れをしております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。そこで、少し話は重複すると思うのですが、10月頃から苦情が出始めているということなのですか、この苦情が来た後の市当局としての対応は、こういった対応をされたのですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 寄せられた苦情に関しては、翌日までには沖縄防衛局と米軍にメールでなのですが、申し入れをおこなっているところです。また、我々としても現状を可能な限り確認するという意味で職員で直接行って確認をしているところです。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 実際苦情のあった場所へ確認しに行っているのか、地域へ行っているのか、少し重複するのですが、市全体的に調査しに行っているのですか、そこら辺ちょっと確認したいのですが。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 調査というよりは、実際、嘉数4丁目辺りに行って聞いてみたりとか、また上大謝名のさくら公園に8時に行って確認をする等しております。特に騒音測定器で測っても、測定器に反応するという事ではないので、ふだんの聞き取りで聞こえた、聞こえないというのを確認している状況です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この要請書の中に新聞に90ホンとか、具体的な数字が出ているのですが、今は大体どのぐらいの音量なのですか、数字で。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 これはあくまでも私のスマートフォンでの騒音測定器で確認して、市に機材がございませんので、確認してみると、鳴っている間、大きく反応するかというと、そういうわけでもなくて、50デシベル、60デシベルの、ほかの騒音と一緒に測定しておりますので、そういった状況です。90というのは、私は最近現場に行って確認したところ、確認はできておりません。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。実際こういった要請書、陳情書等出てきているので、今実際、現在何デシベル、そういった数字でも市民の方に伝えていく必要があると思うのですが、その辺どう考えているのか、ちょっと御見解をお願いします。今までどおりスマートフォンで測っていくのか、ちゃんと正式に数字で測って市民の方に伝えていこうと思っているのかどうか、その辺の見解をお願いします。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 本市においては、機材がない状態なのですが、そこも含めて防衛局さんとも調整をしながら、現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 嘉数、宜野湾、我如古の苦情があった箇所を確認させていただいたのですが、やはりこういった事例があれば市内全域で調査する必要があると思いますし、数字的にも正式な数字を市民の皆さんに、今の現状はこうだと伝えるためにも、そういった調査研究を進めていっていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちょっと確認、すみません。基本的なことを少し確認させていただきたい、御説明いただければと思うのですが、従来飛行機、ヘリ、オスプレイ、この騒音の、いわゆる協定というのですか、それは国のほうで、例えば夜の10時から6時ぐらいまで、防止協定といたしますか、結んでいる、まずそこから確認したいのですが。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 航空機の騒音規制措置というのがございまして、22時から翌朝6時までの米軍機の飛行は制限されている、最大限配慮を払うようにということで設定されております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 例えばそれ以外の時間帯の基地から派生する騒音については、これは個別に、またあれですか、国と国との、米軍と国との協定みたいなものはないのですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 米軍機の飛行、または基地内での活動についての規定はございます。国歌に特化したものはないという認識です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは、もしかして普天間基地に限らず瑞慶覧もやっているような気がするのだけれども、そこからは新城辺り聞こえてくると記憶しているのですけれども、要は、こちらはあれですね、アーミーというか、陸軍ですよ、瑞慶覧こっちは海兵隊ですから、組織は違うのですけれども、県内にある米軍基地、どこでもそれはやっているという認識でよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 海兵隊のホームページによると、在日米海兵隊の各基地で毎朝8時から日没まで両国旗を掲揚しており、朝8時にアメリカの国歌が流れて、その間に国旗を掲揚して、続いて君が代が流れるということですので、委員おっしゃるようにフォスターや嘉手納においても流れているようです。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 実際にじかにスピーカーの前で聞いている人はすごい音だろうと思うのですけれども、この基地内にいらっしゃる方々というのは、何も感じないのですかね。そういうことを確認したことはありますか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 そこはちょっと確認はしておりませんが、これもホームページからの抜粋になりますけれども、国歌の演奏中、室外に隊員は国旗台の方角を見て直立不動で敬礼し、日米従業員は直立不動で両国歌演奏が終了するまで立ち続けます。基地内を走行中の車両は道路脇に寄せ、両国歌演奏が終了するまで停車しますという運用になっていると承知しております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 1つだけお願いします。先ほど苦情の我如古、宜野湾、嘉数ですよ。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 はい。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 これは何丁目というのも教えてもらえますか。それだけです。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 我如古が4丁目、宜野湾はちょっとすみません。把握しておりません。嘉数は4丁目になっております。以上です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ありがとうございます。宜野湾の場合、住民は言っていないということでいいですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 そうです。言っていないということです。

○石川慶 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第35号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時27分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時29分)

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

○桃原朗 委員長 陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第30号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時29分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時29分)

【議題】

議案第69号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第69号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第69号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。（午前11時30分）

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午前11時30分）

【議題】

議案第77号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第79号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第82号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第77号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第78号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第79号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第82号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

本4件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第77号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請、陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本5件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦勞さまでございました。

(閉会時刻 午前11時36分)